

第1期

皆野町 地域福祉計画・地域福祉活動計画

地域の連携と交流が育む
共感と共助のまちづくり



平成 25 年 3 月

皆野町・皆野町社会福祉協議会

はじめに

近年、少子高齢化や核家族化、地域コミュニティの希薄化などが進む中で、地域社会を取り巻く環境が大きく変化し、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯が増加するなど地域の福祉課題が大きくクローズアップされています。また、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓から、地域での支え合い、要援護者の安全確保は極めて重要な地域課題となっています。



これらの課題を解決するには、地域福祉を取り巻く環境の変化に対応するとともに、各保健・医療・福祉分野計画の『自助、共助・互助、公助』の連携を強化することが必要であり、また、町民の福祉ニーズを的確にとらえ、効率的かつ効果的な施策を展開していかなければなりません。

このため、町と社会福祉協議会とが連携、協働してアンケート調査を実施するなど、多くの町民の皆様からご意見をいただきながら、地域福祉計画・地域福祉活動計画を一体的に策定いたしました。

本計画では、「地域の連携と交流が育む共感と共助のまちづくり」を基本理念として、「個人やお互いの安心を支えるための取組の推進」、「地域力を高めるまちづくりの推進」、「安全・安心な暮らしを支えるための取組の推進」の3つの基本目標を掲げております。

今後、町民の誰もが住み慣れた地域の中で、安心して生き生きと暮らすことができる地域社会の実現に向けて、町民の皆様とともに各種施策を実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

むすびに、本計画の策定にあたりまして、アンケート調査、ヒアリングなどにご協力をいただきました多くの町民の皆様、また、熱心にご審議をいただきました地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員をはじめ関係団体の皆様には、貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに、心より感謝を申し上げます。

平成25年3月

皆野町長・皆野町社会福祉協議会長

石木戸 道也

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景	1
(1) 地域福祉をめぐる背景	1
(2) 助け合うこと・支え合うことの必要性.....	2
(3) 地域福祉とは.....	2
2 計画策定の趣旨	4
3 計画の位置づけ	4
(1) 地域福祉計画.....	4
(2) 地域福祉活動計画.....	6
(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係.....	7
4 計画の期間.....	7
5 策定体制.....	8
第2章 町の現状.....	9
1 統計からみえる町の現状	9
(1) 少子化・高齢化の進行	9
(2) 核家族化や一人暮らし世帯の増加	10
(3) 地区別の高齢化の現状	11
(4) 日常的な支援を必要とする人の増加.....	12
2 地域福祉をめぐる現状.....	14
(1) 地域における子育て支援の充実	14
(2) 元気で長生きできるまちづくりの推進.....	14
(3) 障がいのある人への支援.....	15
(4) 町民の健康を支えるための支援	15
(5) 災害時等の緊急時における支援	15
3 関係団体等の状況.....	16
(1) 社会福祉協議会	16
(2) 民生委員・児童委員	16
(3) 老人クラブ（長生クラブ）	17
(4) 子ども会育成会	17
(5) シルバー人材センター	18
(6) NPO やボランティア	18

(7) いきいきサポーター	18
4 アンケート調査からみえる課題等	19
(1) 調査の概要	19
(2) 結果の概要と課題	20
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 計画が目指す将来像	35
2 基本理念	36
3 基本目標	37
4 計画の体系	38
第4章 施策の展開	39
基本目標1 「個人やお互いの安心」を支えるための取組の推進	39
(1) 制度やサービスの情報提供	39
(2) 見守りや相談体制の充実	41
(3) 福祉施策・福祉サービス基盤の充実	43
(4) 町民一人一人の人権の尊重	47
基本目標2 「地域力」を高めるまちづくりの推進	49
(1) 地域福祉活動への参加促進と支援	49
(2) 福祉教育の充実	51
(3) 地域福祉活動を担う人材の確保・育成	53
(4) 地域福祉ネットワークの強化	55
基本目標3 「安全・安心な暮らし」を支えるための取組の推進	57
(1) 要援護者情報の把握と共有	57
(2) 災害時等の支援体制の整備	58
(3) 安全・安心に関するまちづくりの推進	59
第5章 重点的に進める事業	62
第6章 計画の推進	63
1 連携体制の強化	63
2 相談支援体制の強化	63
3 制度や既存の仕組みのはざまを埋める担い手の育成	64
4 計画の進捗及び評価	64

資料編.....	65
1 皆野町地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	65
2 皆野町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱.....	66
3 皆野町地域福祉計画策定委員会 委員名簿.....	67
4 策定の経緯.....	68

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

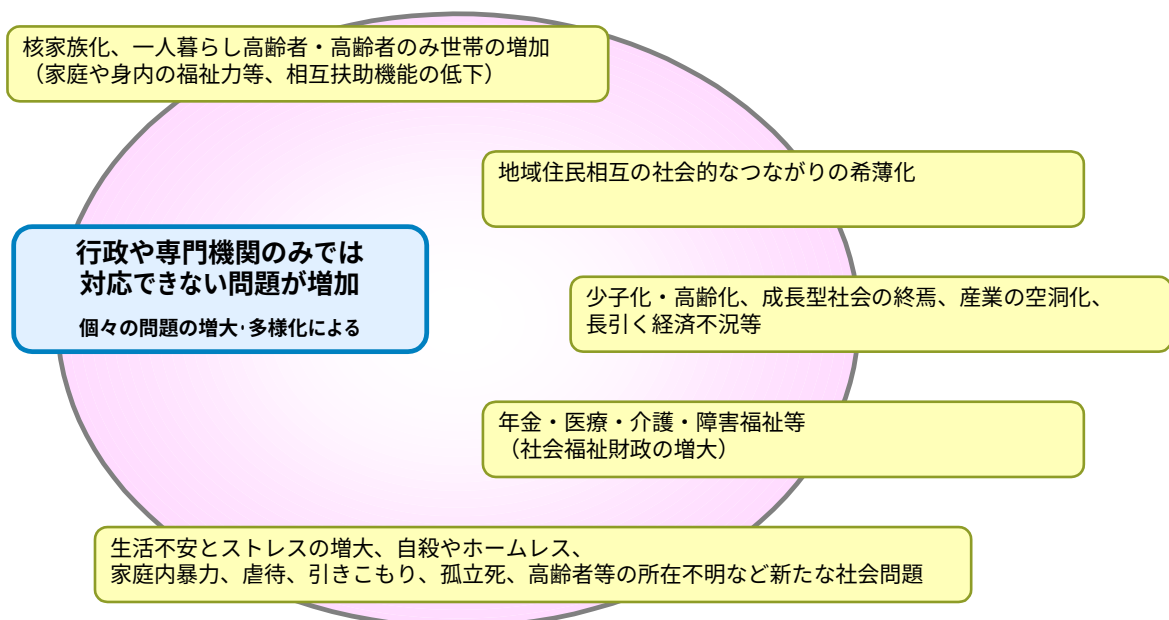
(1) 地域福祉をめぐる背景

私たちの周りを見回すと、高齢者や障がいのある人など、日常的な支援を必要とする人々が地域にたくさん暮らしていることがわかります。また、仕事や子育て、介助・介護など生活全般における不安や悩み、ストレスを抱える人も増加しています。

一方、家庭や地域の中では、少子化や高齢化、核家族化などが進行し、人間関係の希薄化や地域への関心の低下がみられ、「お互いに助け合う力、支え合う力」が弱まってきていることがうかがえます。

こうした、社会や地域の状況が変化しているため、個々がかかえる生活課題や問題等が増大・多様化し、その課題等を解決するためのこれまでの福祉制度等の仕組みでは対応できない部分も生まれつつあります。

様々な地域の課題



(2) 助け合うこと・支え合うことの必要性

東日本大震災の発生から1年以上が経過し、家族や地域の絆、共に助け合い・支え合い、励まし合うことの大切さが再認識されています。

また、本格的な少子化・高齢化社会を迎える中、町民一人一人の願いでもある、「歳を重ねても、いつまでも住み慣れた地域で生きがいを持ち、自分らしく安心して生活できる地域社会を実現すること」がますます求められており、このような地域社会を実現するためには行政と地域が一丸となった支援体制の構築が必要になっています。

(3) 地域福祉とは

■社会福祉基礎構造改革と社会福祉事業法の改正

平成11年6月に当時の厚生省より「社会福祉基礎構造改革について」として社会福祉事業法等改正法案大綱骨子が示され、昭和26年の社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていない社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉需要に対応するため見直しが行われました。

この社会福祉基礎構造改革の方向性を受け、平成12年6月に社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、この法の目的の一つとして「地域福祉の推進」が基本理念として掲げられました。

■地域福祉とは

中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会において、社会福祉の理念は、「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援すること」としています。

現在、社会や地域の状況の変容により地域住民の福祉ニーズは増大・多様化しており、このような地域社会を実現するためには、様々な生活課題に対して『3つの助』の連携により解決していくことが必要となっています。

つまり、地域福祉とは、公助によるサービスだけでなく、自助、共助・互助等それぞれの互いの努力と連携をもとに福祉機能を充実させるとともに、その支え合いにより地域住民相互の協力関係を再構築し、身近な地域の中で、あらゆる状況下にあるすべての住民が、安心のある生活が送ることができる社会を実現するためのものです。

『3つの助』について

1 自 助 町民一人一人の努力

日頃身の回りで起こる問題に対して、まず自分自身や家庭の努力により解決することです。

2 共助・互助 町民同士の協力

自分自身や家庭内で解決できない問題に対して、親戚やご近所、ボランティアなどの地域が力を合わせて解決することです。

3 公 助 町及び公的機関による福祉サービス

地域で解決できない問題に対して、行政や公的機関による制度やサービスにより解決していくことです。

社会福祉法（平成12年6月改正）より抜粋

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（福祉サービスの基本理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 計画策定の趣旨

町では、これまでに保健・医療・福祉に関する様々な計画を策定し、制度による施策のみならず、関係機関や団体、事業者、町民との協働による事業展開を図ってきました。

今後は、本格的な高齢社会、*要援護者の増加等の地域福祉を取り巻く町の環境の変化に対応するとともに、より一層地域との連携強化を図ることが重要です。このため、各保健・医療・福祉分野計画の『自助、共助・互助、公助』の連携を強化し、地域全体・地域主体の福祉のまちづくりを進めるため、皆野町地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定したものです。

3 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画

地域福祉計画は、平成12年6月に改正された社会福祉法第107条の規定に基づいた「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。

社会福祉法（平成12年6月改正）より抜粋

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

また、次の国からの通知により、要援護者の支援方策や高齢者の孤立防止対策等を同計画に盛り込むこととしています。

要援護者：乳幼児や高齢者、障がいのある人、入院患者、自宅療養者など、災害時などの緊急時だけでなく、日常的な支援が必要な方をいいます。

平成 19 年国通知関係規定 社援発第 0810001 号

「市町村地域福祉計画の策定について」（抜粋）

「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」

1. 要援護者の把握に関する事項
2. 要援護者情報の共有に関する事項
 - （1）関係機関間の情報共有方法
 - （2）情報の更新
3. 要援護者の支援に関する事項
 - （1）日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策
 - （2）緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくり

平成 22 年国通知関係規定 社援地発第 0813 第 1 号

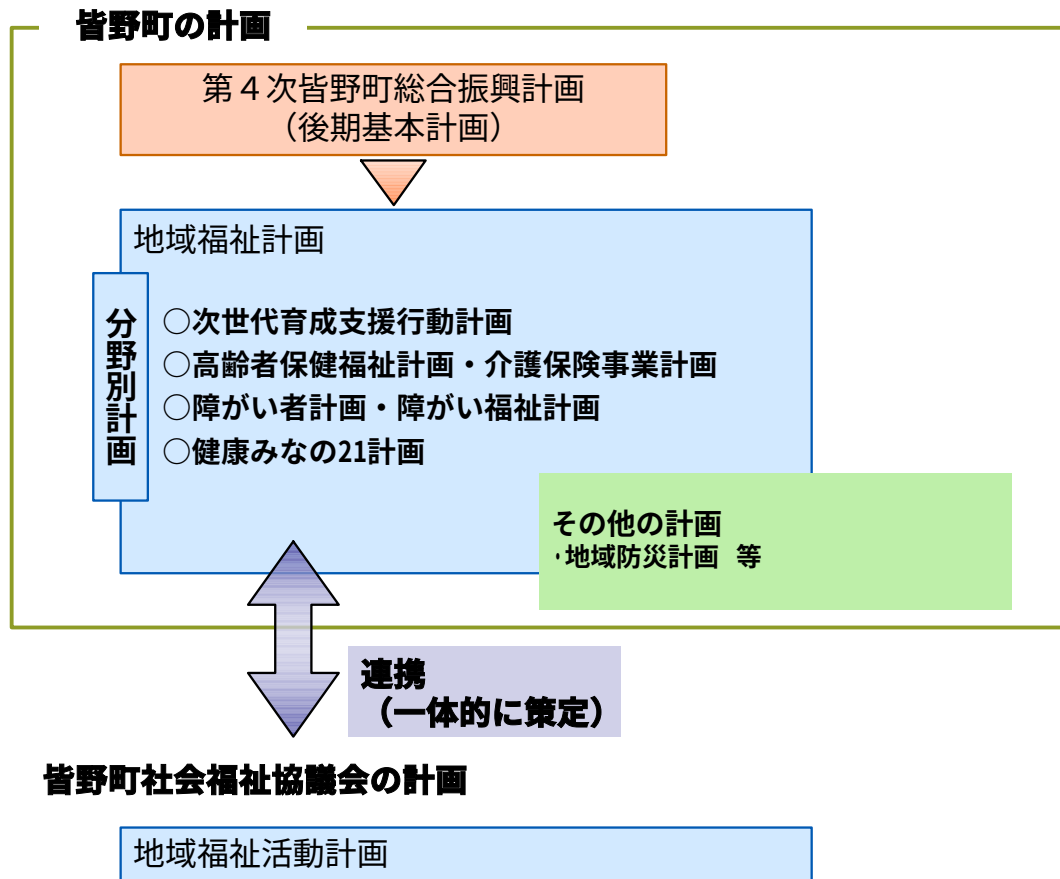
「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」（抜粋）

1. 市町村地域福祉計画の策定等について
 - （2）市町村地域福祉計画を策定済みの市町村について

既に市町村地域福祉計画を策定済みの市町村については、当該計画の内容について、高齢者等の孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応に当たり有効な計画内容となっているか等について点検し、必要に応じて計画の見直しを行う等の対策を講じるよう支援・働きかけをお願いします。

この計画は、第 4 次皆野町総合振興計画を上位計画とし、保健・医療・福祉に関する分野別計画の地域福祉に関する事項を具体化するものです。

このため、現在町において推進している保健・医療・福祉に関する各計画と整合性を図り、共通の理念に基づき、町民と多くの関係機関との協働により、町民の誰もが住み慣れた地域の中で、安心して充実した生活を送ることのできる地域社会を築くこと、即ち、地域福祉の推進の指針として位置づけます。



(2) 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が主体となって地域住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者等が協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画です。

社会福祉協議会について

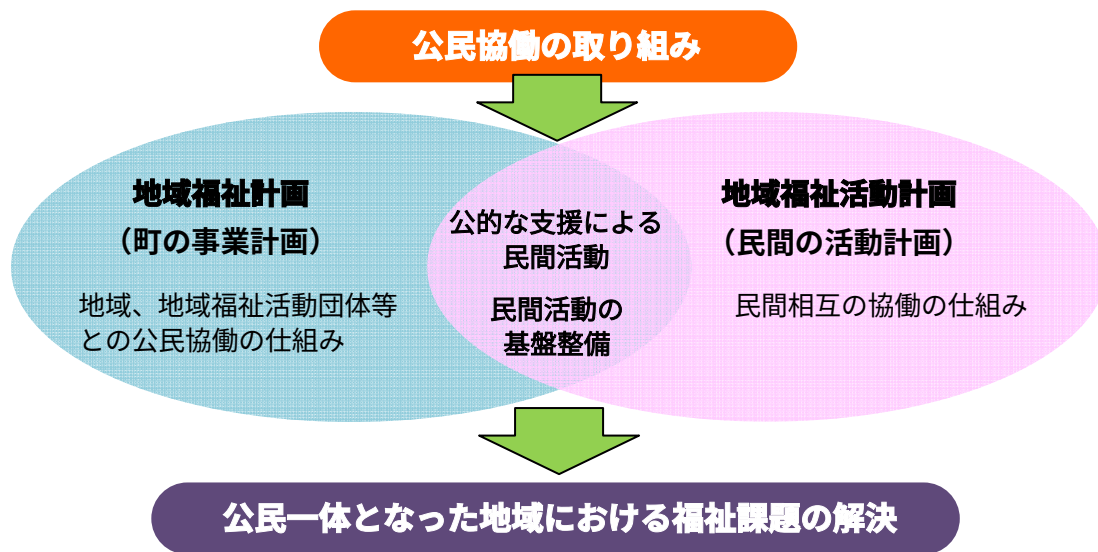
社会福祉協議会は社会福祉法第109条に規定され、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、以下の事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とした団体です。

- 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係

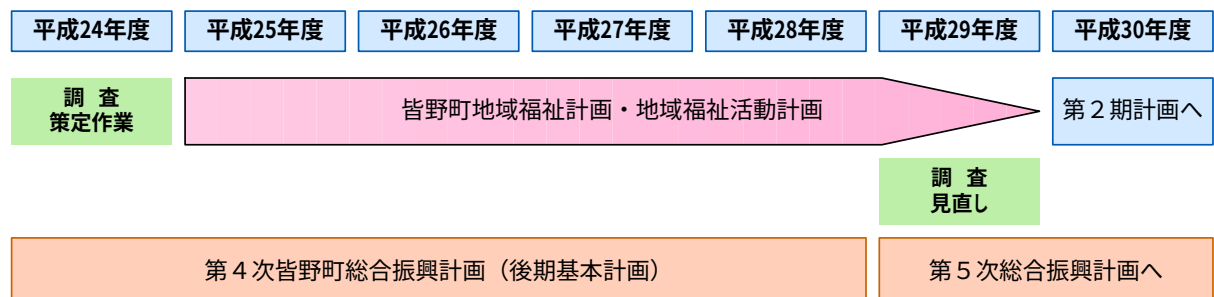
地域福祉を計画的・効果的に展開するためには、地域住民による福祉活動、民間の福祉サービス機関・団体等による活動、行政等による公的な福祉サービスが一体となり、包括的に支援していく仕組みづくりが必要です。

このため、町では行政の地域福祉に係る具体的な方向性や施策を示す「地域福祉計画」と地域住民や地域福祉に関わる住民組織などが実践する具体的な活動内容を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、自助、共助・互助、公助の連携体制の充実を目指し、地域において支援が必要な人の日常生活を支えるための体制づくり“地域福祉社会の実現”を進めます。



4 計画の期間

この計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。



5 策定体制

この計画の目的は、町民一人一人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援することです。

そのためには、町民の地域福祉に係る実態を調査し、町の現状を捉えるとともに、地域全体・地域主体の福祉のまちづくりに必要な方策及び推進体制の検討など、様々な角度から検討する必要があります。

また、計画を実効性のあるものにするためには、調査・策定段階から町民の視点を取り入れることが重要です。

このため、計画策定にあたっては、多くの町民の参加により地域福祉施策に対する町民ニーズを把握し、それを反映させるために以下の策定体制により行いました。

- ①皆野町地域福祉計画策定に関する意識調査
- ②民生委員・児童委員ヒアリング
- ③パブリックコメント
- ④皆野町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

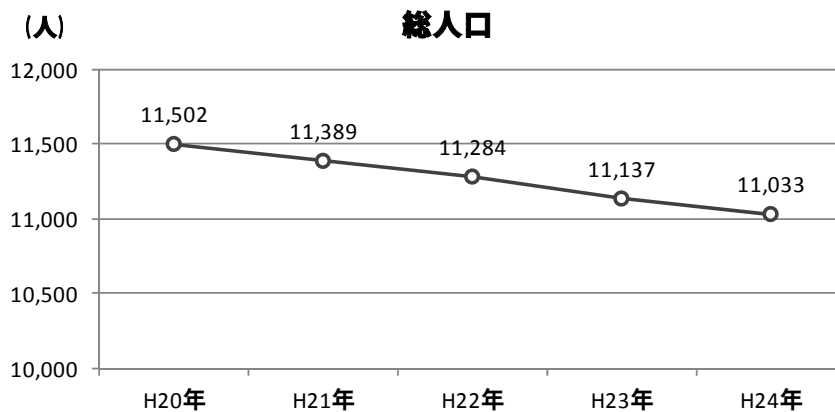
第2章 町の現状

1 統計からみえる町の現状

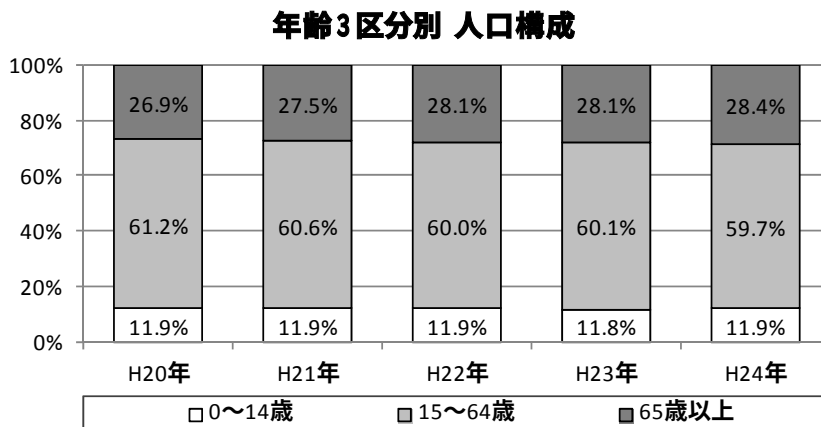
(1) 少子化・高齢化の進行

町の総人口は、平成20年から平成24年にかけて減少傾向となっており、平成24年1月1日現在の総人口は11,033人で、平成20年から469人減少しています。

また、年齢3区分別の人口構成をみると、年少人口（0～14歳）は約12%で一定に推移する中、生産年齢人口（15～64歳）は減少する一方で、高齢者人口（65歳以上）は増加しています。平成24年の高齢化率は28.4%で、平成20年に比べ1.5ポイントの増加となっています。



資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（各年1月1日現在）

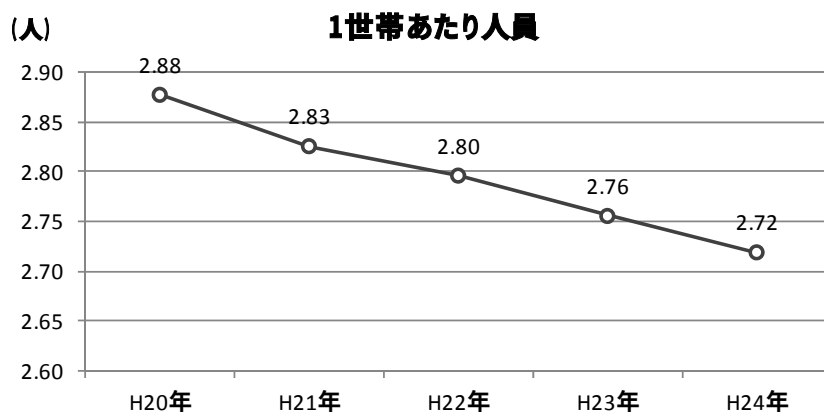


資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（各年1月1日現在）

(2) 核家族化や一人暮らし世帯の増加

町の1世帯あたり人員の推移をみると、平成20年は1世帯あたり2.88人であったものが平成24年では2.72人とやや減少傾向となっています。

また、国勢調査によると、高齢者単身世帯は平成22年1月1日現在417世帯で、総世帯数の11.1%となっており、平成2年から平成22年にかけて約3倍の増加となっています。



$$1 \text{ 世帯あたり人員} = \text{総人口} \div \text{世帯数}$$

資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（各年1月1日現在）

■高齢者世帯の状況

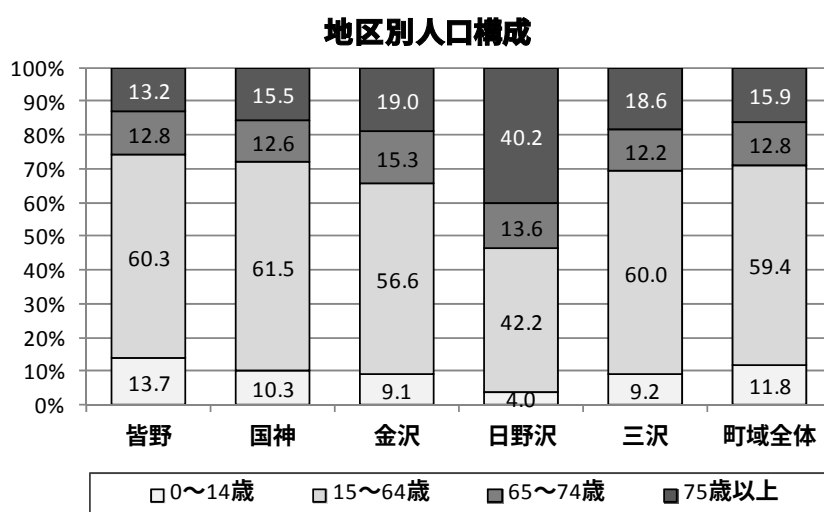
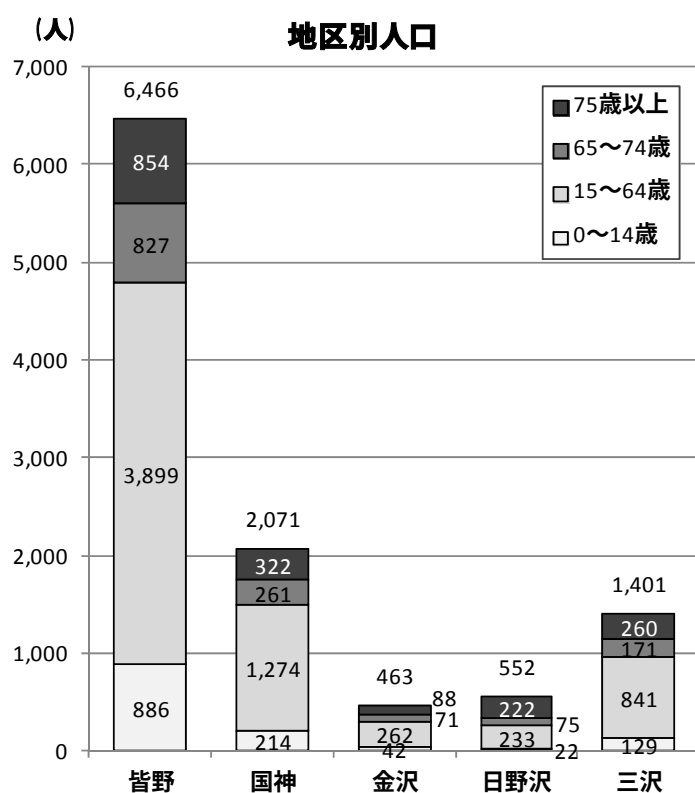
区 分	H2 年	H7 年	H12 年	H17 年	H22 年
総世帯数	3,455	3,635	3,735	3,771	3,762
高齢者のいる世帯 (上段：人、下段：%)	1,467 42.5	1,714 47.2	1,879 50.3	1,979 52.5	2,046 54.4
単身世帯	135 3.9	175 4.8	241 6.5	322 8.5	417 11.1
夫婦のみ世帯	232 6.7	337 9.3	419 11.2	462 12.3	528 14.0
その他の世帯	1,100 31.9	1,202 33.1	1,219 32.6	1,195 31.7	1,101 29.3

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 地区別の高齢化の現状

平成24年4月1日現在の住民基本台帳から、町の地区別人口をみると、人口規模で最も多い地区は皆野地区の6,466人、最も少ない地区は金沢地区の463人となっています。

また、地区別高齢化率（65歳以上の割合）をみると、日野沢地区で53.8%と最も高く、地区人口全体の40.2%が75歳以上と高齢化が非常に進行していることがわかります。



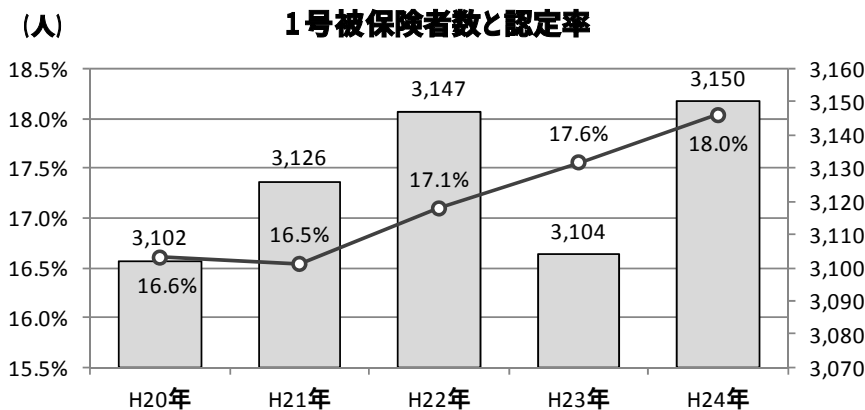
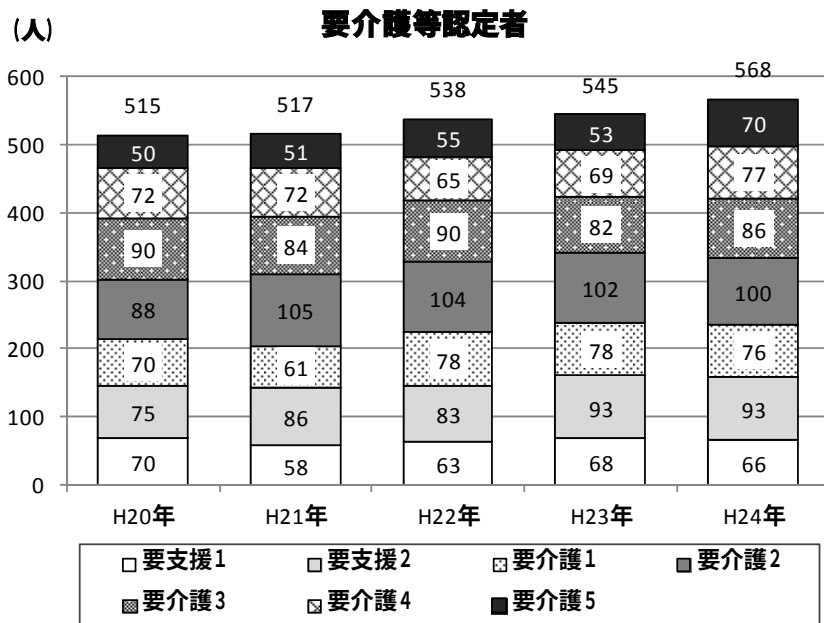
資料：住民基本台帳（外国人含む）平成24年4月1日現在

(4) 日常的な支援を必要とする人の増加

● 要介護等認定者数の増加

町の要介護等認定者（第1号被保険者）の状況をみると、認定者総数は増加傾向にあり、平成20年から平成24年にかけて53人増加しています。平成24年の認定者を認定区分別にみると、最重度以上（要介護4及び5）の人数は147人で、認定者総数のおよそ4分の1となっています。また、在宅での介護サービス利用が主となる要支援1から要介護2までの人数は335人で、第1号被保険者の約1割となっています。

町の要介護認定率の状況をみると、認定率は増加傾向にあり、平成24年では18.0%となっています。



要介護等認定者数は第1号被保険者で、認定率は第1号被保険者に対する割合

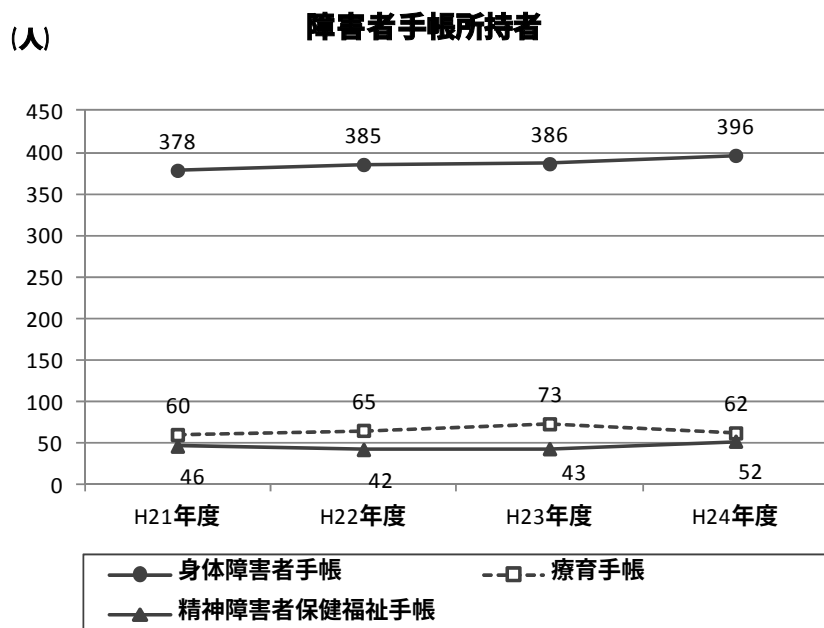
資料：介護保険事業状況報告（各年3月末現在）

●障害者手帳所持者

町の身体障害者手帳所持者数は、平成24年4月1日現在396人で、平成21年度から平成24年度にかけて18人増加しています。

また、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数においても同様にやや増加傾向にあり、平成24年では療育手帳所持者が62人、精神障害者保健福祉手帳所持者が52人となっています。

平成24年1月1日現在の町の総人口に占める割合をみると、身体障害者手帳所持者で3.6%、療育手帳所持者で0.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者で0.5%となっています。



資料：健康福祉課（各年度4月1日の交付者数）

2 地域福祉をめぐる現状

(1) 地域における子育て支援の充実

急速な少子化の進行や共働き世帯の増加など、家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、家庭や地域における子育て力の低下が懸念されています。このため、次世代を担う子どもを育成する家庭を地域全体で支援することにより、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備することが必要となっています。

町では、平成 22 年 3 月に「皆野町次世代育成支援行動計画後期計画（平成 22 年度～26 年度）」を策定し、地域子育て支援センターや、広域で実施しているファミリー・サポート・センターなどの各種事業を展開し、地域や関係機関との協働による子育て支援やネットワークづくりを行っています。

また、育児サークルなど住民同士の活動を支援し、育児や子育ての相談、情報提供、交流のできる場を設けるなど、地域における子育て支援を進めています。

今後も、すべての家庭に対して子どもの成長過程に応じた、家族や地域の絆づくり、子ども自身の視点を重視した子育て支援の充実を図るとともに、次代を担う子どもの健やかな育成を通じた地域コミュニティを構築することが必要です。

(2) 元気で長生きできるまちづくりの推進

高齢者数の増加とともに核家族化が進行しており、高齢者一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯も増加傾向にあり、地域において支援が必要な高齢者や高齢者が高齢者を介護するいわゆる「老老介護」の世帯も増加しています。

こうした中、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、介護予防の推進や介護保険サービスの基盤充実とともに、高齢者単身世帯や高齢者のみ世帯の実態を踏まえた見守り体制や、家族介護者支援の充実等、介護を必要としている高齢者のみならず、介護保険給付対象外の高齢者福祉サービスを含めた高齢者福祉事業全般にわたる供給体制の確保が重要となっています。

町では、平成 24 年 3 月に「第 5 期皆野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 24 年度～26 年度）」を策定し、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護、予防、医療、生活支援サービス、住まいの 5 つを一体化して提供していく「地域包括ケア」の実現に向けた取組みを進めています。

（３）障がいのある人への支援

町では、障がいのある人の地域生活を支援するとともに、障がいがあっても自立し、生きがいをもって豊かに生活できるまちづくりを進めるために、平成 24 年 3 月に障害者基本法及び障害者自立支援法に基づく「皆野町第 3 期障がい者計画・障がい福祉計画（平成 24 年度～26 年度）」を策定し、推進しています。

現在、障がいのある人をめぐる法制度は、障害者基本法の一部改正や障害者自立支援法及び児童福祉法が「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」に一部改正されるなど、障がい者制度改革推進本部等により様々な検討が行われています。

今後も、障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で共に安心して暮らせる社会を築くために、町民一人一人が、障がいや障がいのある人について正しく理解するとともに、障がいのある人が地域において自立した生活を送ることができるよう地域一体となって支援することが必要です。

（４）町民の健康を支えるための支援

健康なこころと身体を維持し、いつまでも生きがいに満ちた人生を送ることはすべての町民の願いです。

町では、町民一人一人が「自分の健康は自分で作り育てるもの」といった取組を支援するため、平成 20 年 3 月に「健康みな の 21 計画」を策定しました。この中で、住民主体・参加による健康づくりを推進するため、いきいきサポーター、食生活改善推進員、ボランティアなどにより、町民一人一人の健康を地域で支えるための情報提供や各種講座の開催などを進めています。

（５）災害時等の緊急時における支援

近年の風水害や地震災害に見られるように、犠牲者の多くは高齢者、乳幼児、傷病者及び障がい者など災害による避難時に支援が必要となる災害時要援護者が占めています。

町では、「皆野町地域防災計画」及び「災害時要援護者避難支援プラン」を策定し、災害時における情報伝達や避難誘導の具体的方法など要援護者の安全確保に努めています。

また、災害時要援護者の「名簿」や「要援護者マップ」などを作成し、在宅の災害時要援護者の所在や緊急連絡先を把握するとともに、自主防災組織、防災関係機関、福祉関連機関や企業との連携を進め、「自らの地域は自らが守る」という考えのもと、地域全体の総合的な地域防災体制の構築を進めています。

3 関係団体等の状況

(1) 社会福祉協議会

皆野町社会福祉協議会は、平成 2 年に社会福祉法人として認可され、地域が抱える様々な福祉課題を解決する地域福祉の推進役として中心的な役割を果たすため、地域の特色を生かしながら、子どもからお年寄り、障がいのある人など、誰もが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を積極的に推進しています。

設立許可	平成 2 年 4 月 2 日
役員構成	理 事：15 人 監 事： 2 人 評議員：31 人
会員数 (平成 24 年度)	特別会員：34 事業所（平成 23 年度実績） 賛助会員：105 人 一般会員：3,343 世帯

◆主な財源

社会福祉協議会は民間組織の自主性と、広く町民や社会福祉関係者に支えられた公共性という 2 つの側面をもつ団体です。

したがって、社会福祉協議会で実施する福祉サービスや各種事業は、町民の皆様からの会費や寄附金、共同募金の配分金、町の補助金などで実施されています。

(2) 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣からの委嘱を受けたボランティアです。社会福祉の増進のために、常に町民の立場に立って、援助を必要とする方々に対し、生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。

また、民生委員は児童福祉法によって児童委員も兼ねており、地域の子どもや妊産婦等の福祉等の向上のため必要な相談・援助を行っています。

民生委員には、一定の地区を担当する民生委員・児童委員と、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員がいます。

地区担当民生委員・児童委員の活動

- ・住民の生活状態を把握
- ・援助を必要とする方に対する相談、助言
- ・福祉サービスを利用する方への支援
- ・社会福祉を目的とする事業を経営する者や福祉活動を行う者との連携とその活動の支援

- ・生活福祉資金の貸付制度に対する協力
- ・児童の健全育成のための地域活動
- ・児童虐待への取り組み
- ・関係機関への意見具申
- ・保護の必要な児童等を発見した場合の連絡通報

民生委員・児童委員数	
地区担当（人）	26
主任児童委員（人）	2
合計（人）	28
地区民生委員・児童委員協議会数	1

（３）老人クラブ（長生クラブ）

長生クラブでは、趣味・文化活動のほか、健康増進活動やボランティア活動など、多彩な奉仕活動が活発に取り組まれています。また、より多くの人に参加できるよう、グラウンドゴルフやフライングディスクなど軽スポーツの活動にも力を入れています。

さらに、小学校からの声かけにより、縄ない教室などで子どもたちとの交流を行っているクラブもあります。

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
老人クラブ数（団体）	20	19	19	18
加入者数（人）	1,053	944	898	841

（４）子ども会育成会

子ども会育成会は、地域の育成者が力を合わせて子ども会活動を援助するための組織です。

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
子ども会育成会数（団体）	8	8	8	6
会員数（人）	568	604	584	562

(5) シルバー人材センター

高齢者がこれまで長い年月にわたって培われた豊富な経験や高い能力を生かして、植木の手入れ、除草・草刈り、襖・障子・網戸張替、清掃等幅広い分野で技術を発揮する場を提供しています。

また、個人家庭での家事援助など、住民の要望に対応したきめ細かいサービスや福祉有償運送サービスを実施しています。

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度 (11月末現在)
登録者数（人）	245	250	227	217
就労実人員（人）	186	201	184	165
就労延べ人員（人）	21,981	22,254	19,527	12,953
受注件数（件）	826	795	762	564
契約金額（千円）	95,731	99,945	88,430	60,528

(6) NPO やボランティア

ボランティア活動は、町内の地域福祉活動を支える重要な担い手となっており、社会福祉協議会にボランティアセンターが設置されています。

ボランティア登録数	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
団体（団体）	9	9	8	7
個人（人）	45	45	45	45

(7) いきいきサポーター

住民主体の健康づくりを推進していくため、平成 13 年度からいきいきサポーターを設置しています。住民に身近な組織として 50 世帯に 1 人の割合を目安に約 100 人が委嘱されており、各種健康づくり活動を行っています。

4 アンケート調査からみえる課題等

(1) 調査の概要

この調査は、地域福祉に関する町民の意識や要望・意見等を把握し、皆野町地域福祉計画及び地域福祉活動計画を策定するための基礎資料を得ることを目的として実施しました。

調査の対象は、皆野町に在住の20歳以上の男女とし、合計1,000人について無作為抽出調査を行いました。調査結果の概要は以下の通りです。

区 分	調査票配布数	有効回収数	有効回収率
20歳以上の男女	1,000	560	56.0%

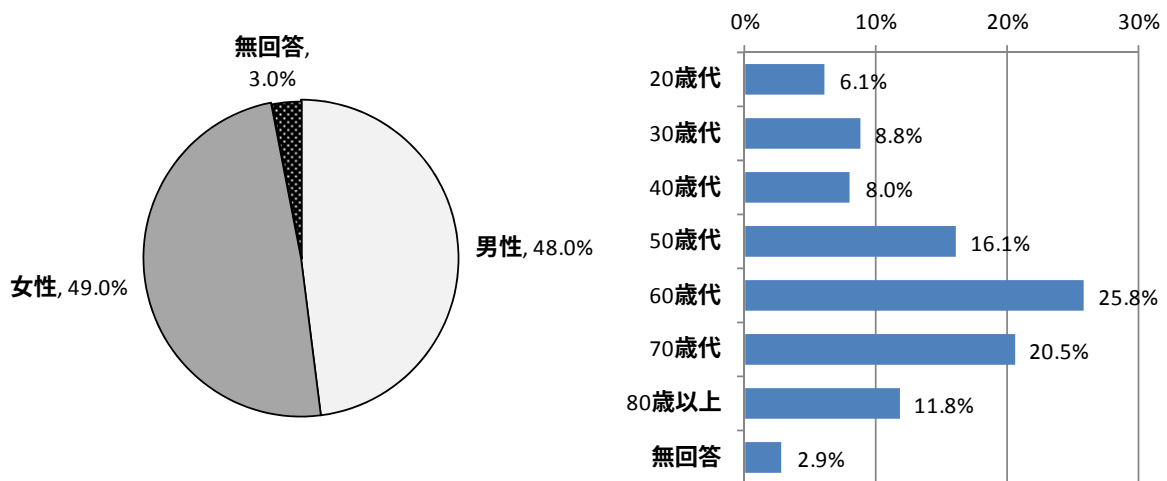
■調査の内容

- ・性別、年齢、家族構成などの属性
- ・悩みや不安など生活について
- ・隣近所や地域との関わりについて
- ・地域福祉に対する考えについて
- ・福祉サービスに対する意識について
- ・民生委員・児童委員、社会福祉協議会について
- ・ボランティア活動や福祉教育について
- ・今後の行政運営について

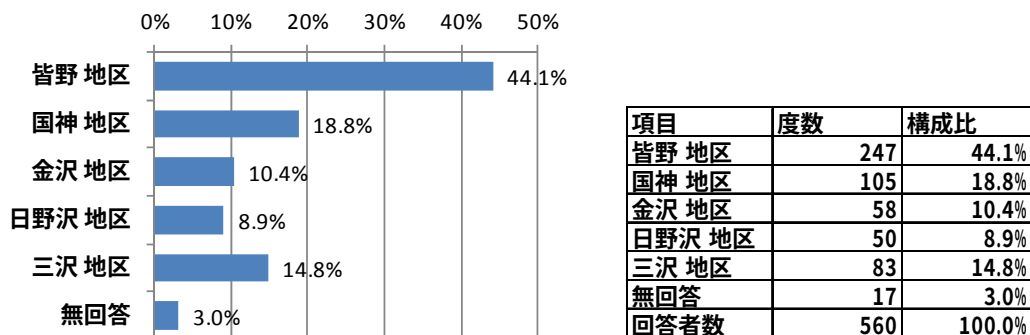
(2) 結果の概要と課題

① 回答者の性別、年齢などの属性について

回答者の性別は、男女ともに約 5 割とほぼ同じ割合で、年齢は「60 歳代」の回答が最も多くなっています。



また、回答者の居住地区は、「皆野地区」の割合が 44.1%と最も高くなっています。

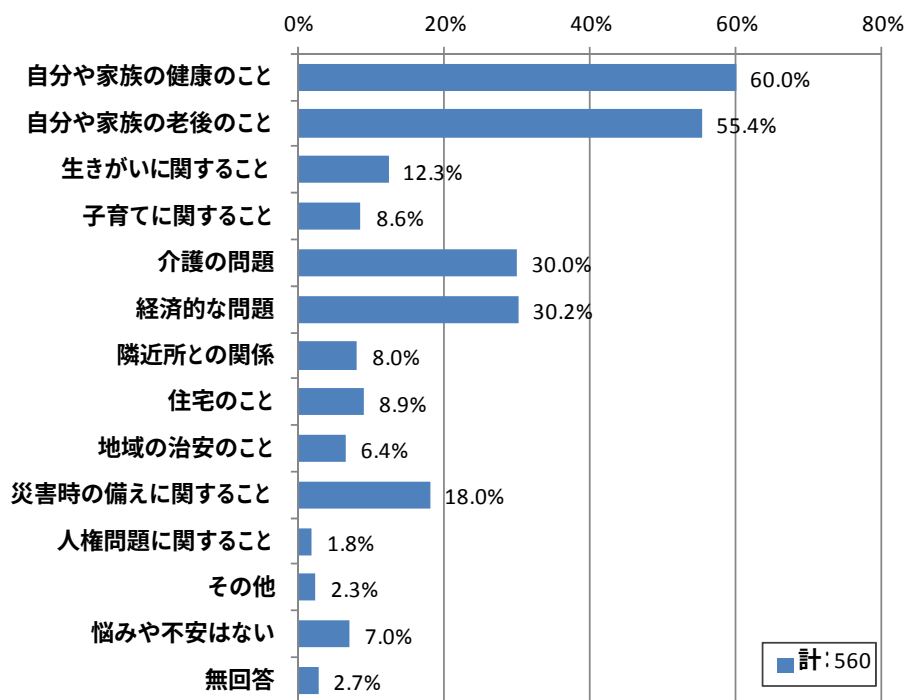


調査結果の概要は、年齢別や地区別の特徴・課題を把握するため、これらをもとにクロス集計を行いました。

②不安や悩みについて

現在、日々の生活において主にどのような悩みや不安を感じているかについては、「自分や家族の健康のこと」の割合が60.0%と最も高く、次いで「自分や家族の老後のこと」が55.4%、「経済的な問題」が30.2%となっています。また、「介護の問題」についても30.0%と比較的高くなっています。

●不安や悩みについて（複数回答）



年齢別にみると、「自分や家族の老後のこと」「経済的な問題」では若年層ほど、「介護の問題」では高齢になるほど割合が高くなっています。また、「子育てに関すること」では30歳代から40歳代で割合が高くなっています。

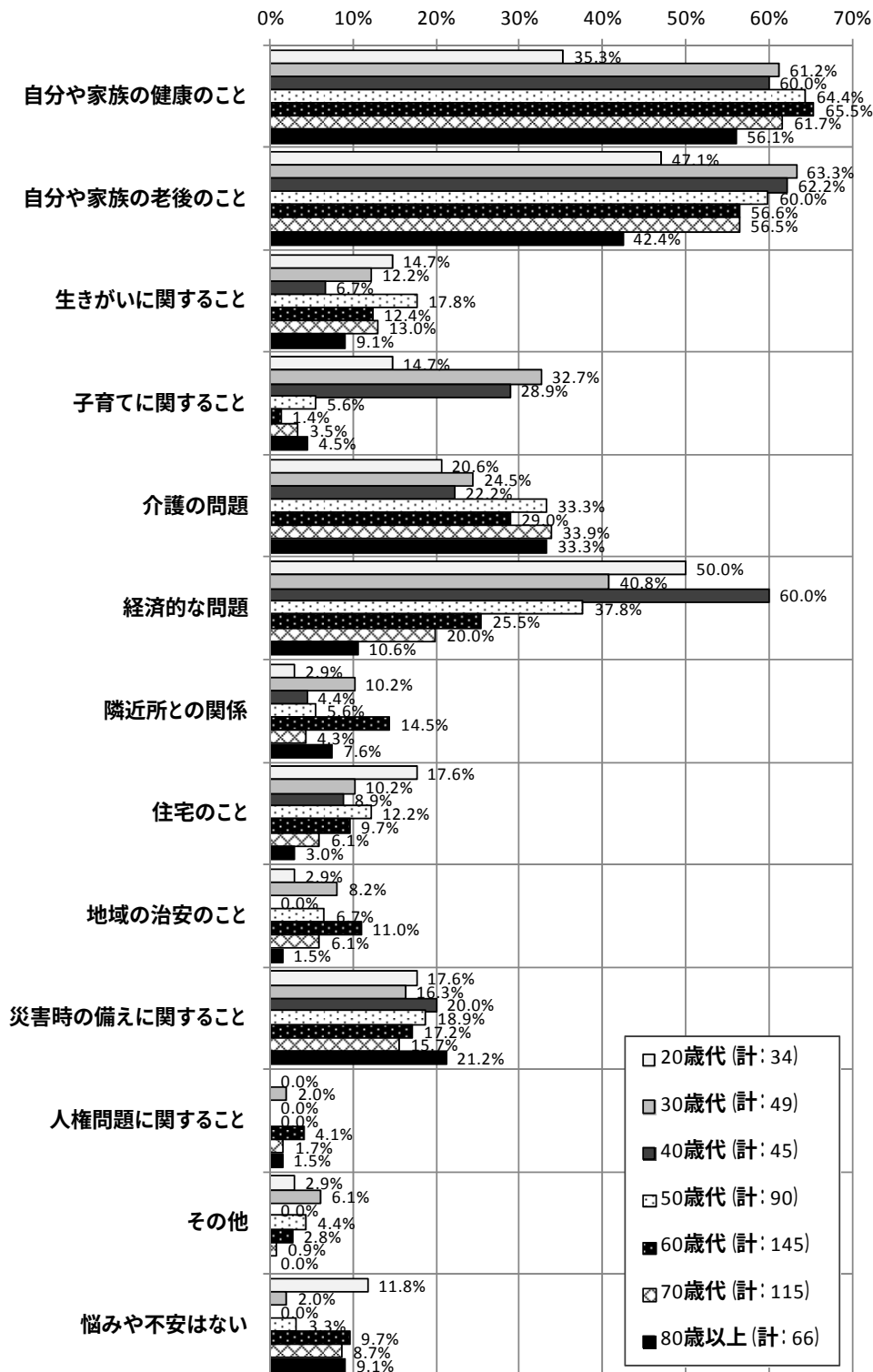
町民の日常生活上の問題は、健康や老後、子育てから経済的な問題まで、それぞれの年齢で直面する問題についての不安や悩みが主となり、また、多岐にわたっていることが分かります。

これらの課題に対応するためには、各福祉サービスの充実のみならず、サービスにつなげる相談体制の充実、相談対応の専門性の向上、あるいは※インフォーマルサービス

※インフォーマルサービス：家族や隣近所などの地域住民同士、友人・知人、地域のボランティア団体等が行う非公的な援助のことで、制度的に位置づけられた公的な支援（サービス）であるフォーマルサービスとの対比の意味で使用します。

の創出など、多様な視点で行政や関係機関、地域の力で解決する仕組みづくりが必要です。

👉 不安や悩みについて（年齢別）

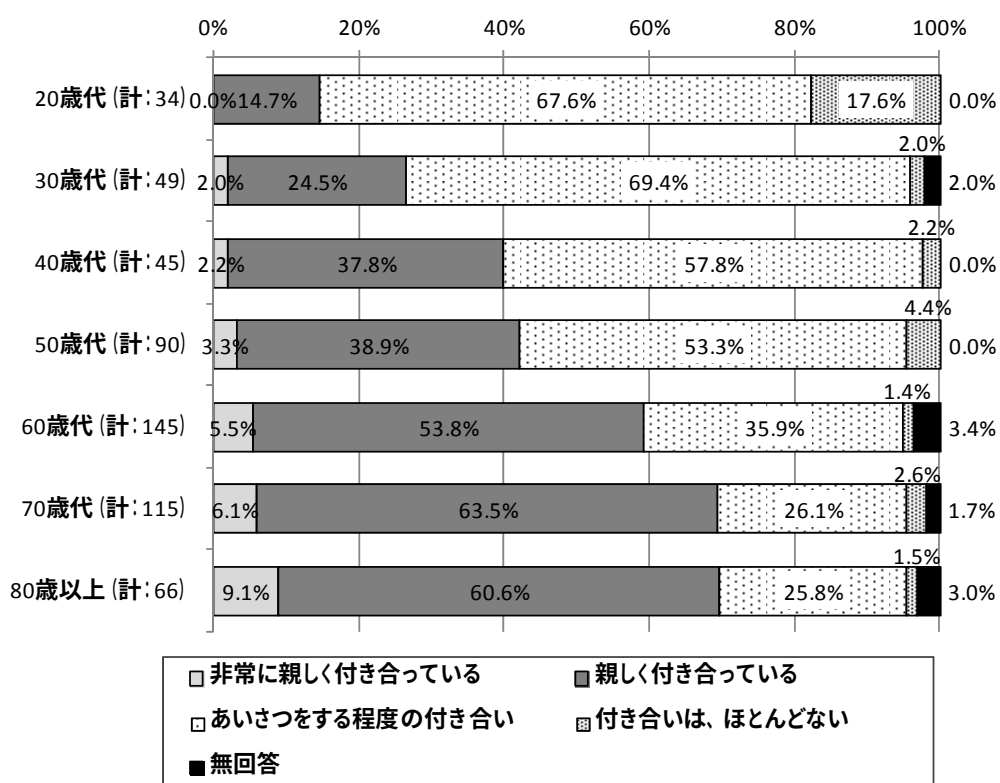


③隣近所との付き合いの程度や行政区の活動の参加状況について

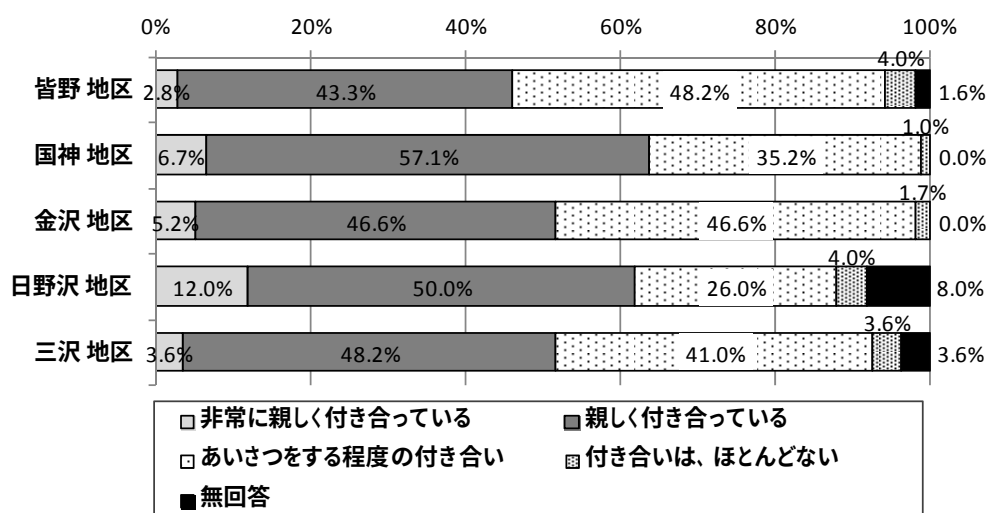
隣近所との付き合いの程度をみると、年代が上がるほど「非常に親しく付き合っている」や「親しく付き合っている」の割合が増加しています。

共助など隣近所の支え合いや助け合いが充実した地域福祉社会を創り出す第一歩は、身近な人々によるあいさつや声かけが大切です。日頃から顔なじみとなり、自然と支援を必要としている人が分かり、支え合い・助け合う関係がつかれることが重要です。特に、災害時などの緊急時の初動体制に必要なことは、いざという時に支援が必要な人の顔が思い浮かぶことが大切です。

●隣近所との付き合いの程度（年齢別）

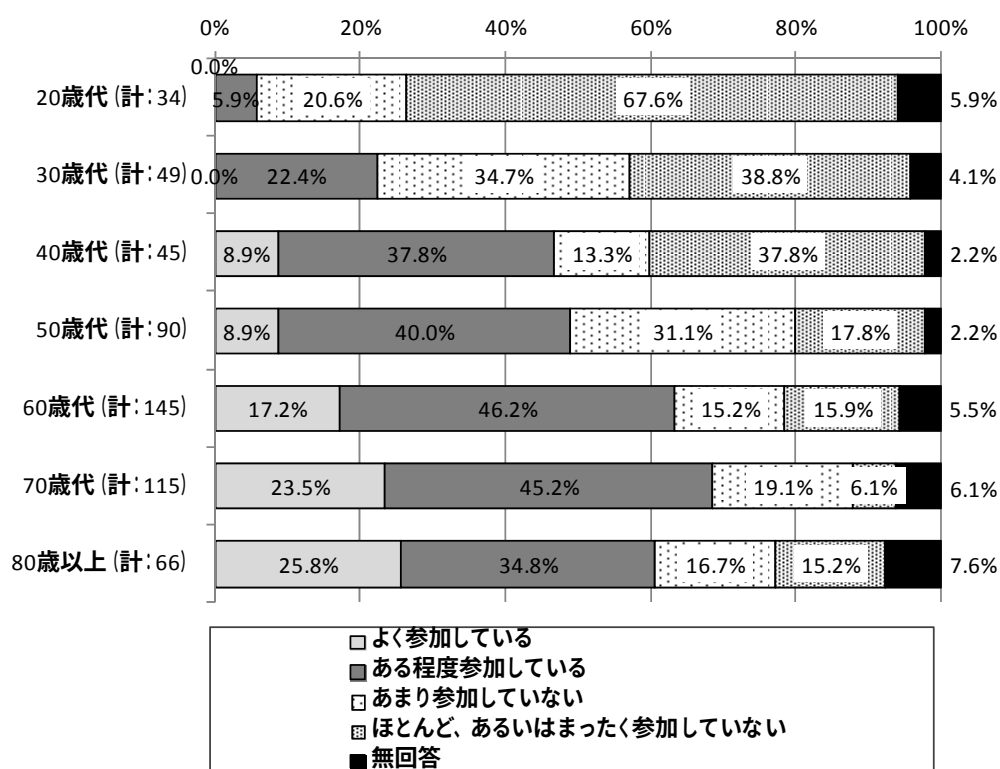


● 隣近所との付き合いの程度（地区別）

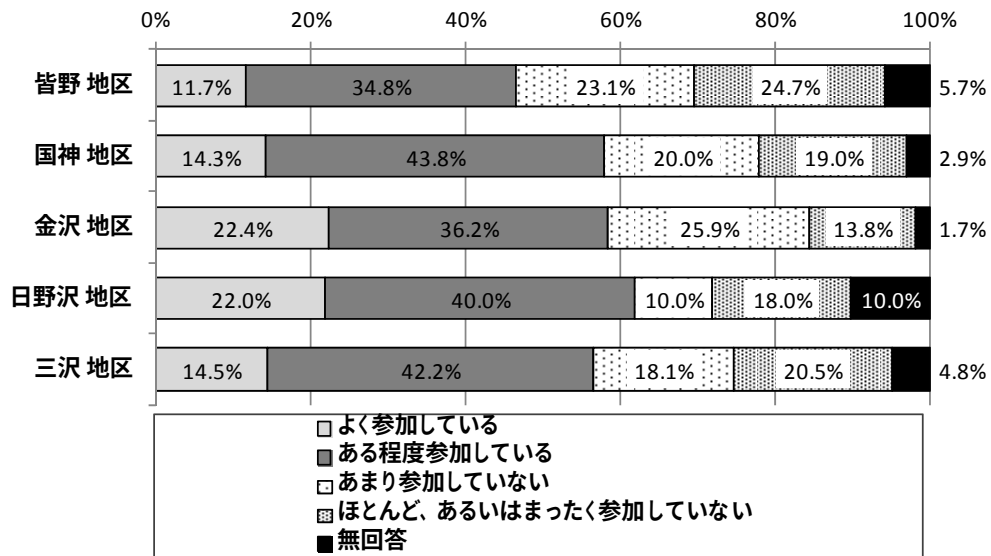


行政区の活動の参加状況を年齢別でみると、隣近所との付き合いの程度と同様の傾向が見られます。

● 行政区の活動の参加状況（年齢別）



● 行政区の活動の参加状況（地区別）

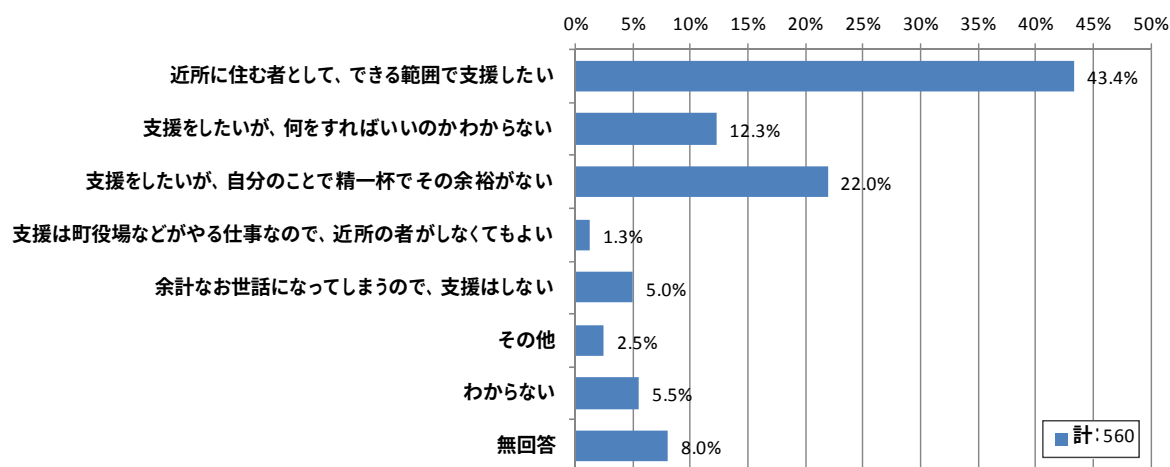


若年層ほど隣近所との付き合いの程度が低いことや行政区活動への積極的な参加が見られないといった課題を解決するためには、どの年代も隣近所とのあいさつや声かけを積極的に行うとともに、子ども会育成会、老人クラブ、行政区の地域活動など、それぞれが年代毎に単独で活動してきたものを、世代を超えた幅の広い活動に展開することが今後は必要です。あいさつや声かけといった日常的な関わりから、地域活動まですべての年代が活躍できる場を地域で創造することが重要です。

④ 支援を必要としている人への手助けについて

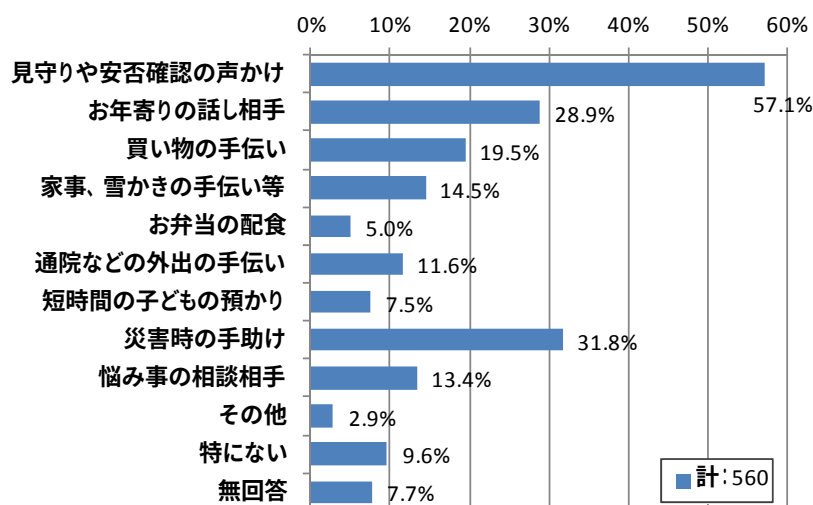
ひとり暮らしの高齢者、介護をしている家族、子育て中の家族など、何らかの支援を必要としている人への日常生活上の手助けについての考え方は、「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が4割を超えと高くなっている一方で、「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」や「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」も比較的高くなっています。

● 日常生活上の手助け・お手伝いについての考え



日常生活上の手助けの方法としては、「見守りや安否確認の声かけ」「災害時の手助け」「お年寄りの話し相手」が比較的高くなっています。

● 日常生活上の手助けの方法（複数回答）

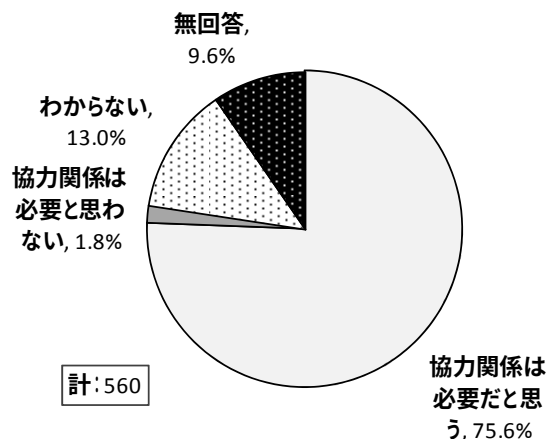


支援が必要な人に対して、見守りや安否確認の声かけや話し相手など、できる限りの支援を提供できる状態にある人が多くいることがうかがえます。こういった住民の思いを実践に移し、身近な地域福祉活動を活性化するためには、支援の方法などの具体的な活動事例の情報提供、住民提案型の活動支援等を充実する必要があります。また、多岐にわたる支援に対し、住民自身の力では難しい地域問題に対しては、的確に地域ニーズを捉え、関係機関や団体、事業者など多様な活動主体の協力を得た支援体制を確保する必要があります。

⑤ 住民同士の協力関係について

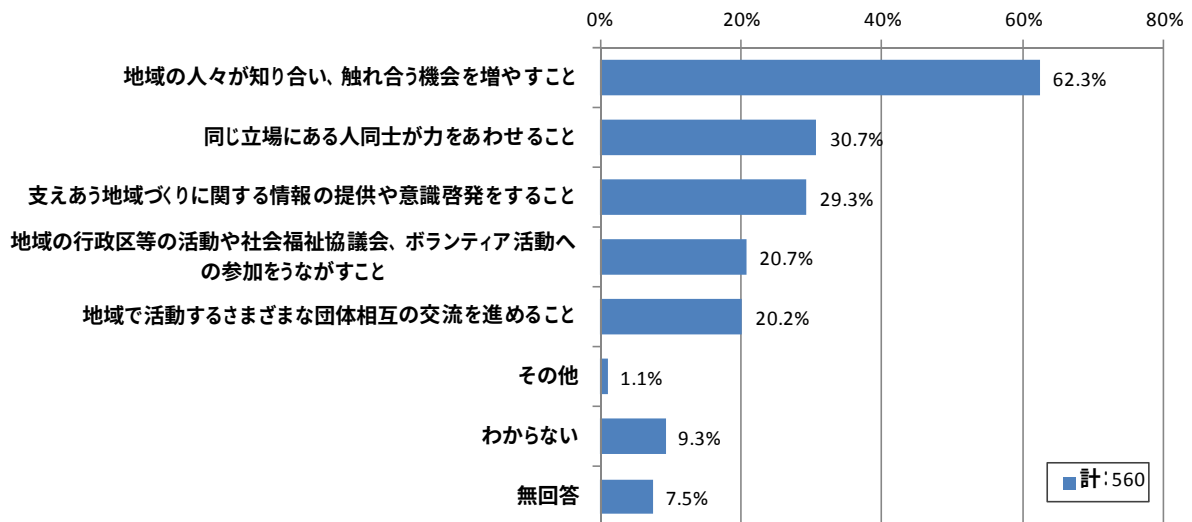
地域社会で起こるさまざまな生活問題に対して、住民相互の自主的な協力関係が必要かについては、「協力関係は必要だと思う」が7割を超え高くなっています。

● 住民相互の自主的な協力関係の必要性



住民同士がともに支え合う地域づくりを進めるためには、どのようなことを行う必要があるかについては、「地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」が6割を超え最も高く、「同じ立場にある人同士が力を合わせること」「支えあう地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること」についても約3割と比較的高くなっています。

● 住民同士がともに支え合う地域づくりを進めるためには（複数回答）

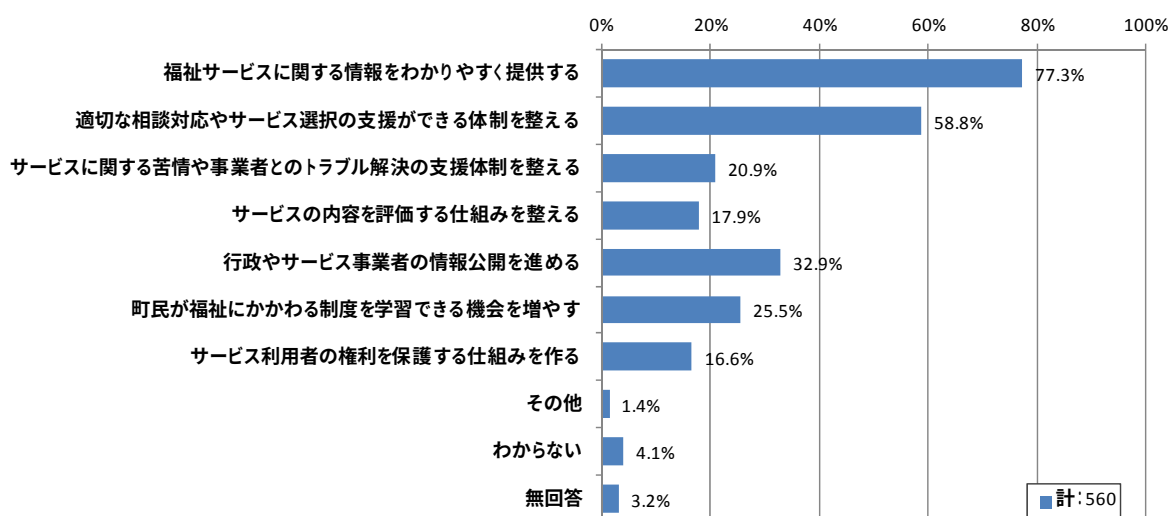


住民同士の協力関係をより強いものとするためには、地域の人々が知り合い、触れ合うことのできる場の提供が求められています。こうした触れ合いを通じ、町民一人一人が自分自身の不安や悩みを打ち明け、話し合い、共有することで、地域全体の福祉意識の向上を図ることもできます。地域の課題を住民同士のふれあい・助け合い・支え合いの中で解決するという意識づくりが重要です。

⑥福祉サービスを安心して利用するために必要なこと

福祉サービスを安心して利用するために、今後、町で取り組むべきことについては、「福祉サービスに関する情報をわかりやすく提供する」の割合が77.3%と最も高く、次いで「適切な相談対応やサービス選択の支援ができる体制を整える」が58.8%、「行政やサービス事業者の情報公開を進める」が32.9%となっています。

●福祉サービスを安心して利用するために町で取り組む必要があること（複数回答）

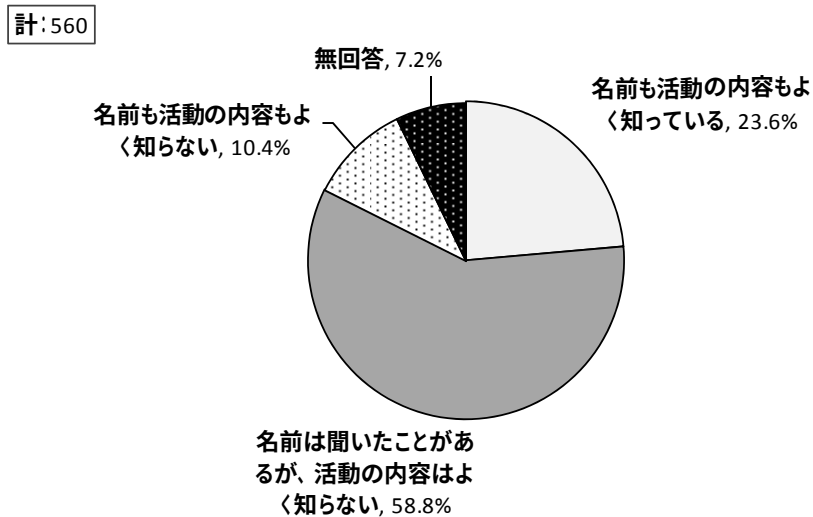


高齢化や核家族化が進行し、地域では一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などが増加しています。また、少子化や共働き世帯の増加等の影響で、子育て家庭の育児等に対する不安感や負担感は増大しています。こうした地域の状況の中で、支援を必要としている人が一人で悩んでいる状況も少なくないことが予想されます。このため、支援が必要なときに、必要な福祉サービスが利用できるための情報提供の充実や相談体制の充実が求められています。また、住民同士の相談や情報交換を活性化し、身近な地域で相談できる地域を目指し、いつでも相談ができるといった安心感を育てることも必要です。

⑦ 社会福祉協議会、民生委員・児童委員について

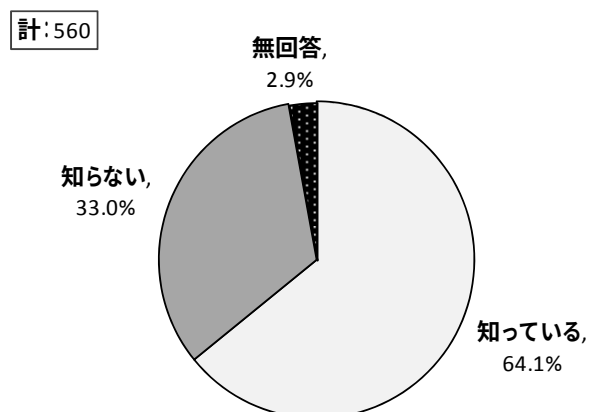
社会福祉協議会の認知度については、「名前も活動内容もよく知っている」の割合が23.6%、「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」が58.8%、「名前も活動の内容もよく知らない」が10.4%と、活動内容の認知度が低くなっています。

● 社会福祉協議会の認知度



住まいの地区の担当民生委員・児童委員を知っているかについては、「知っている」が64.1%、「知らない」が33.0%と、知っている割合が約2倍上回っています。

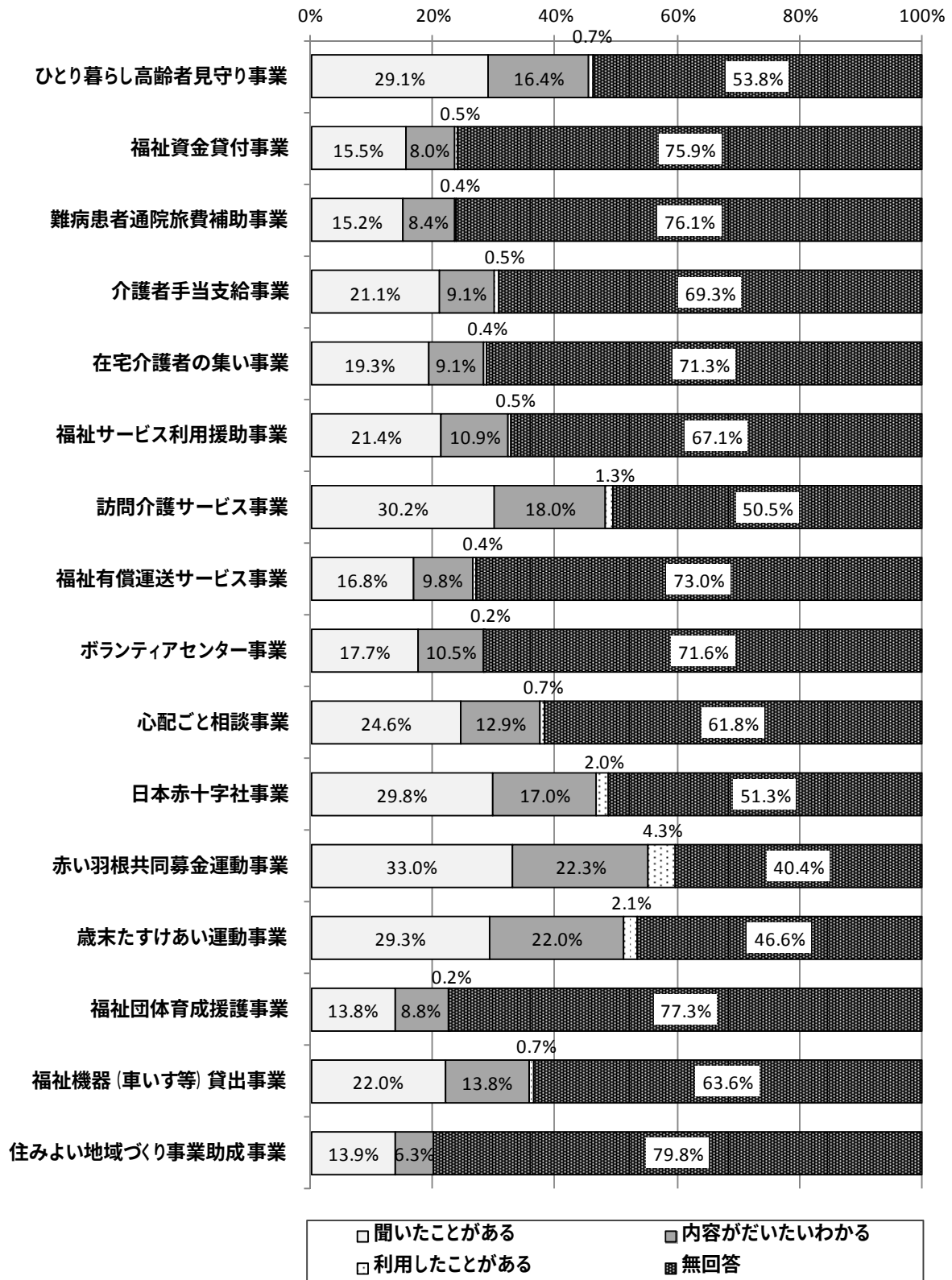
● 地区の民生委員・児童委員の認知度



地域福祉活動の中心的な担い手である社会福祉協議会や地域の相談役である民生委員・児童委員の認知度を上げ、住民や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、関係機関・団体、行政等が協働し、共に地域課題に取り組む地域づくりが必要です。

(参考) 社会福祉協議会の事業の認知度及び利用経験

計:560

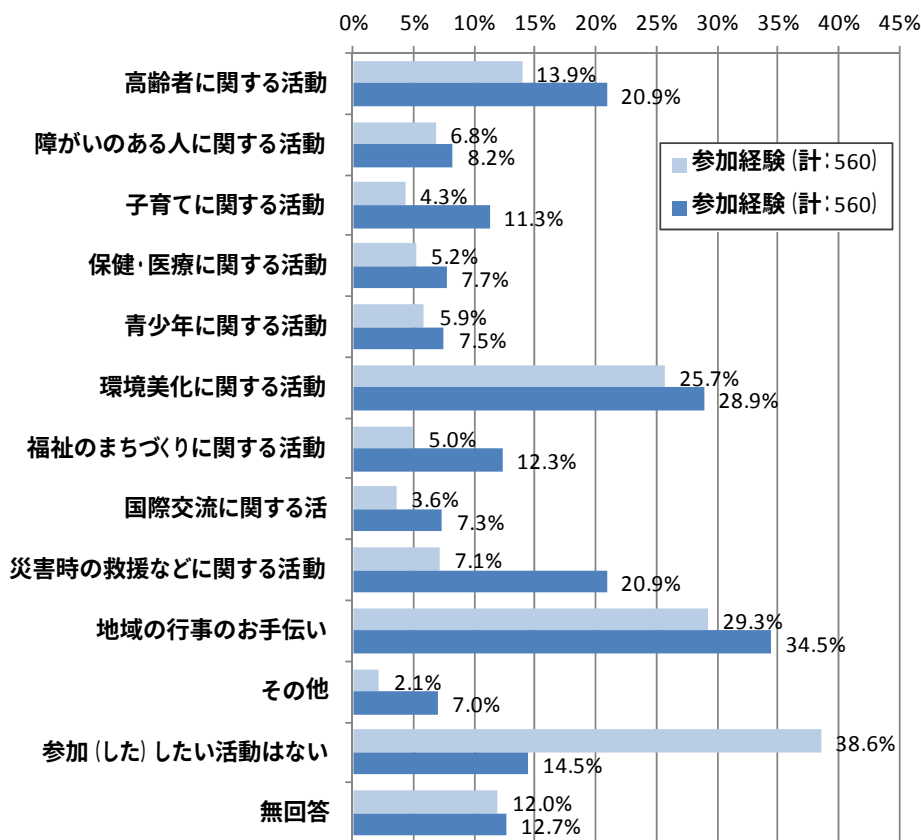


⑧NPO 法人やボランティア活動への参加意向について

今後の、NPO 法人やボランティア活動への参加意向については、「地域の行事のお手伝い」の割合が 34.5%と最も高く、次いで「環境美化に関する活動」が 28.9%、「高齢者に関する活動」が 20.9%となっています。

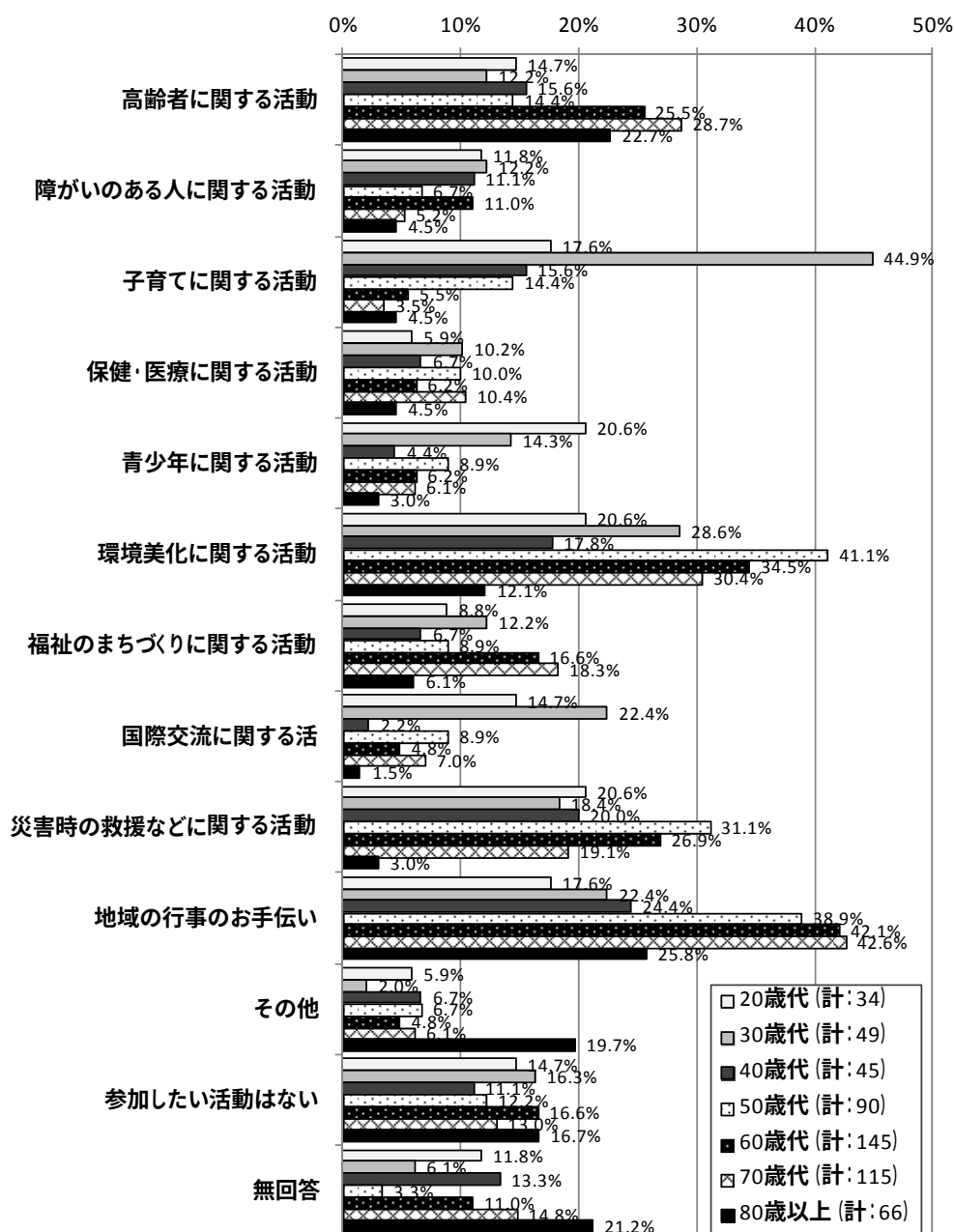
また、「参加したい活動はない」割合は 14.5%となっており、現在 NPO 法人やボランティアの活動に参加していない人の割合 38.6%と比べると、参加の意向が増加しています。

● 今後のボランティア活動や NPO 法人の活動への参加経験及び参加意向（複数回答）



年齢別にみると、「子育てに関する活動」「青少年に関する活動」では若年層ほど、「高齢者に関する活動」「環境美化に関する活動」「地域の行事のお手伝い」では高齢になるほど割合が高くなっています。

👉 NPO 法人やボランティア活動への参加意向（年齢別）

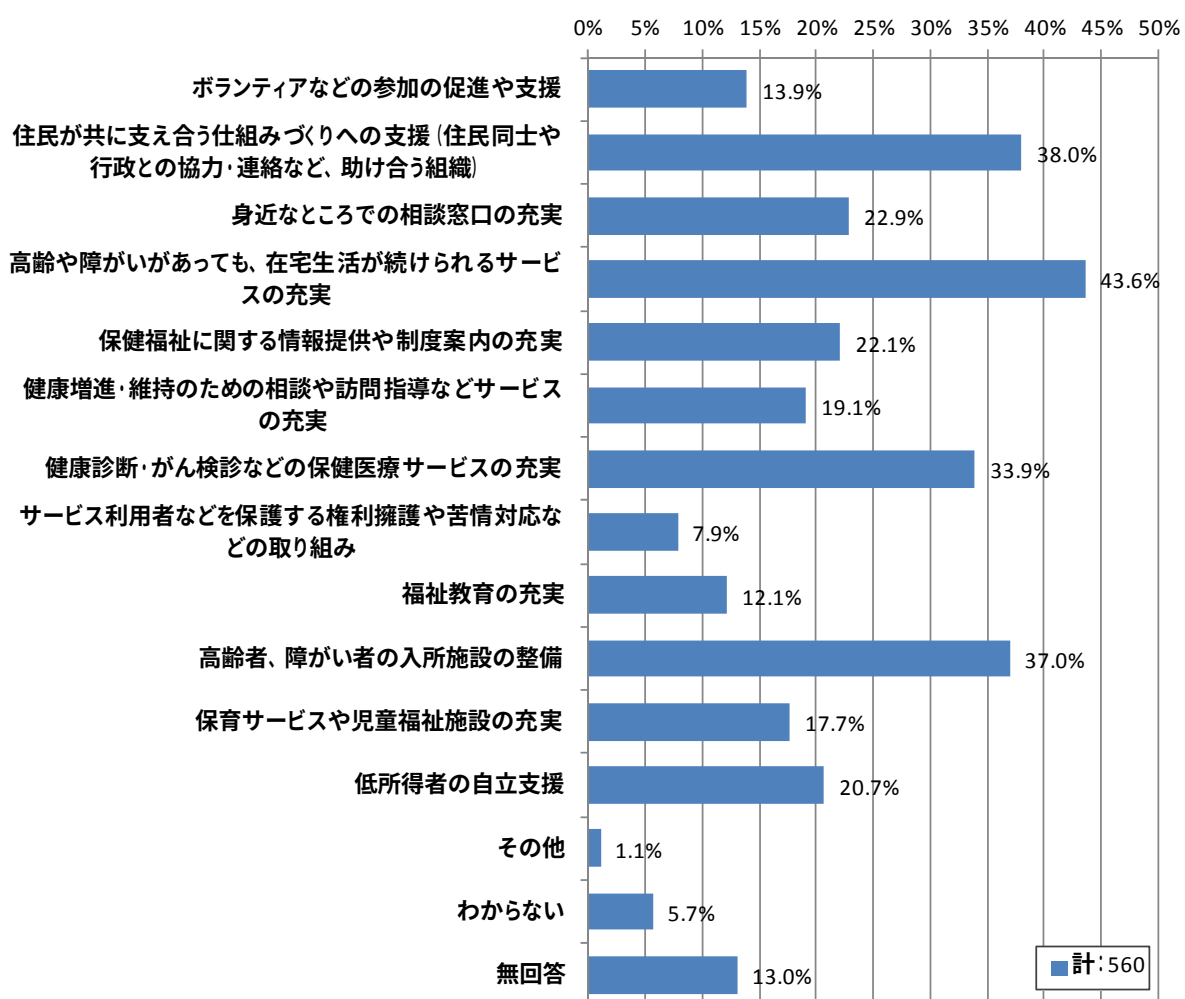


NPO 法人やボランティアの活動について、「参加したい活動はない」の割合は 2 割を下回り低く、町民の参加意識が比較的高いことがうかがえます。NPO 法人やボランティアの活動内容を積極的に発信し、町民への動機づけや参加できる機会を提供することが必要です。また、地域特有の課題に対応したボランティアの育成を図るとともに、受け入れたい人と活動したい人とを結びつけるための積極的な支援が必要です。

⑨ 今後優先して充実すべき町の施策について

今後、町が優先して取り組むべき施策については、「高齢や障がいがあっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」の割合が 43.6%と最も高くなっています。また、「住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援（住民同士や行政との協力・連絡など、助け合う組織）」「健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実」「高齢者、障がい者の入所施設の整備」の割合も比較的高く、いずれも3割を超えています。

● 今後優先して充実すべき町の施策（複数回答）



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画が目指す将来像

基本的な考え方

地域福祉計画は様々な地域の課題に対処するために、行政だけでなく、地域住民や様々な地域活動団体・関係機関が「協働」でつくる、福祉のまちづくりを進めていくための計画です。

このため、あらゆる町民や地域活動団体・関係機関が主体的に地域福祉活動を行える社会を実現する、つまり福祉のまちづくりを進めるために、町では以下の3つの『地域の力』が構築できる支援及び連携体制の整備、社会資源の活用等を図ります。

- ・ 地域にある福祉課題や問題点を見つけられる力
- ・ 福祉制度や地域資源を知り活用する力
- ・ 支援を必要としている人を支えられる力 等

第1期計画では、まず、
3つの地域の力を育てるための
取り組みを重点的に推進します。

自助を育て、共助・互助へと広げる

したがって、この計画の最終目標を、

町民の誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して、
自立した生活を送り続けられること

とし、計画の推進主体は、

地域に暮らすすべての町民

とします。

計画の推進主体は、町民や保健福祉サービス提供事業所、地域で活動を展開している民生委員児童委員や行政区、町社会福祉協議会、企業・地域のお店、行政など、町で暮らすすべての町民です。

2 基本理念

町の総合振興計画に掲げる皆野町の将来像「夢を育める安全で安心な快適なまちをめざして」を実現するために、この計画の基本理念を以下のとおりとします。

第4次皆野町総合振興計画 主要目標と整合

地域の連携と交流が育む共感と共助のまちづくり

すべての町民の連携と交流を基盤とした共感と共助のまちづくりを目指し、住民の夢が育める魅力あるまちをつくります。

3 基本目標

この計画が目指す将来像や基本理念を実現するため、町民一人一人の支え合い・助け合いの仕組みづくりから福祉のまちづくりまで、総合的な地域福祉施策を住民と地域、行政が一体となって推進します。

基本目標1 「個人やお互いの安心」を支えるための取組の推進

近年、町民の福祉へのニーズは増加し、それらは保健・医療・福祉等の各分野にまたがるなど多様化しているため、個々の状況や課題に応じた適切な福祉サービスが選択でき、生涯を通じて切れ目なく支援を受けられることが必要です。

このため、町では福祉サービスのきめ細かな提供基盤を充実し、保健・医療・福祉等の関係機関・団体、地域の連携をもとに相談体制や情報提供を強化し、個人やお互いが安心であると感じられるための取組を推進します。

基本目標2 「地域力」を高めるまちづくりの推進

町民が抱える生活課題は多様化しており、必ずしも画一的な福祉サービスにより充足されるものではありません。これらを解決するためには、公的なサービスや民間によるサービス、さらには町民一人一人と地域の協力を組み合わせた支援体制を確立することが必要です。また、地域福祉を推進するためには、町民一人一人が地域の課題やニーズに目を向け、地域福祉に対する理解と関心を高め、解決に向けた担い手として積極的に行動することが必要です。

このため、町民一人一人や地域、関係機関・団体、行政等が共に役割と責任を分担し、協力・連携を通じて町民一人一人が地域福祉活動を担う一員としての自覚をもつことのできるまちづくりを推進します。

基本目標3 「安全・安心な暮らし」を支えるための取組の推進

町民が住み慣れたまちで安心して暮らすためには、保健・医療・福祉の連携した支援はもとより、住宅や交通、環境、防災・防犯などの総合的な生活支援体制が必要です。

このため、安全で安心して暮らし続けるために、防災や防犯、交通安全などの意識を高め、町民の誰もが住みやすい地域をつくるための取組を推進します。

4 計画の体系

計画の最終目標

町民の誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して、
自立した生活を送り続けられること

基本理念

地域の連携と交流が育む共感と共助のまちづくり



基本目標1 「個人やお互いの安心」を支えるための取組の推進

【基本施策】

- | | | |
|----------------------|---|--------------------|
| (1) 制度やサービスの情報提供 | } | 地域福祉サービス利用促進に関する事項 |
| (2) 見守りや相談体制の充実 | | |
| (3) 福祉施策・福祉サービス基盤の充実 | } | 地域福祉事業の健全な発達に関する事項 |
| (4) 町民一人一人の人権の尊重 | | |

基本目標2 「地域力」を高めるまちづくりの推進

【基本施策】

- | | | |
|-----------------------|---|----------------------|
| (1) 地域福祉活動への参加促進と支援 | } | 地域福祉活動への住民参加促進に関する事項 |
| (2) 福祉教育の充実 | | |
| (3) 地域福祉活動を担う人材の確保・育成 | | |
| (4) 地域福祉ネットワークの強化 | | |

基本目標3 「安全・安心な暮らし」を支えるための取組の推進

【基本施策】

- | | | |
|-----------------------|---|----------------|
| (1) 要援護者情報の把握と共有 | } | 要援護者の把握等に関する事項 |
| (2) 災害時等の支援体制の整備 | | |
| (3) 安全・安心に関するまちづくりの推進 | | |

第4章 施策の展開

基本目標1 「個人やお互いの安心」を支えるための取組の推進

【基本施策】

- (1) 制度やサービスの情報提供
- (2) 見守りや相談体制の充実
- (3) 福祉施策・福祉サービス基盤の充実
- (4) 町民一人一人の人権の尊重

(1) 制度やサービスの情報提供

【現状と課題】

法改正等による福祉制度の変更やサービス提供主体が多様化する中、利用者が自分に合った福祉サービスを選択し利用するためには、サービスの利用に関することや事業者のサービス内容等の情報が適切に提供されるように、情報提供の充実に努めることが必要です。

このため、支援を必要としている人が、制度の内容や利用の方法、サービス提供事業者の情報等を必要なときに入手しやすいよう、広報紙やホームページ、パンフレットなどの様々な媒体を通じての効果的な情報提供を充実し、福祉サービスが適切に提供されるよう支援します。

I 町民や地域に期待する役割

- ・行政や地域から発行される回覧板や広報紙等に必ず目を通しましょう。
- ・福祉制度がどのようなになっているか、どのような福祉サービスがあるか等、自らの福祉力を高め、家族や地域に広めましょう。
- ・行政区の活動や社会福祉協議会、ボランティア等の地域活動の情報を収集し、積極的に地域に発信しましょう。

II 社会福祉協議会の活動

【活動の方向】

- ・地域住民の悩みごとや心配ごとが多様化・深化している中、より専門的な立場から、住民の抱えている生活課題に対して支援ができるよう情報提供を充実します。
- ・地域における福祉活動の状況や社会福祉協議会の活動内容などを積極的に発信し、地域福祉活動の地域への浸透を図るとともに、各事業の周知に努めます。

事業名	活動内容
「社協だより」の年2回の発行	住民や地域、ボランティア等による身近な福祉活動の状況や町社会福祉協議会が実施している事業などさまざまな福祉情報を提供します。
皆野町社会福祉協議会ホームページの開設 (平成25年度からの新規事業)	住民がいつでも町社会福祉協議会が実施している事業などの福祉情報が入手できるようホームページを開設します。

III 行政の施策の推進

①個人の自立意識の向上

介護・福祉サービスを自らの責任で選択できるよう、情報提供の充実、総合的な相談体制の整備を図ります。また、※成年後見制度・※日常生活自立支援事業の周知・普及などに努めます。

②福祉に関する情報提供の充実

子育て世代、高齢者、障がいのある人など、個々の状況に応じた相談体制の充実を図るとともに、地域における潜在的なニーズを把握し、実状にあった情報提供の充実を図ります。

※1 成年後見制度：認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々に対して、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービス、施設への入所に関する契約及び遺産分割の協議などについて支援し、財産や権利等を保護する制度です。

※2 日常生活自立支援事業：認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

③対話型情報提供の推進

町民の要望等により、地区の行事等に専門員や行政職員が出向き、町政の方向性や具体的な施策内容の情報提供を積極的に発信します。

(2) 見守りや相談体制の充実

【現状と課題】

長引く経済不況などの社会変容や核家族化の進行、一人暮らし高齢者の増加といった家族形態が変化している中で、地域において支援を必要としている人の生活課題はより複雑化し、深刻化することも多くなっています。また、地域住民の中には深刻な生活課題を抱えているにもかかわらず、どこに相談してよいかなど、行き場が分からず地域の中で孤立している人もいます。

このため、日常的な住民同士の見守りや支え合いによる相談機能を充実し、お互いの安心感や連帯感を醸成するとともに、支援を必要としている人が安心して地域で暮らし続けられるために関係機関や団体等と連携した相談対応の充実を図ります。

I 町民や地域に期待する役割

- ・ひとりで悩まず相談しましょう。
- ・悩んでいる人がいたら相談にのり、専門機関や行政等につなげましょう。
- ・地域の民生委員・児童委員や介護相談員等の専門員、行政などの相談窓口を知りましょう。
- ・相談窓口や民生委員・児童委員等の相談員の情報を地域に広めましょう。

II 社会福祉協議会の活動

【活動の方向】

- ・住民がそれぞれ抱える悩みや不安を解消するための各種相談事業を充実します。
- ・地域住民同士の助け合いや支え合いの仕組みづくりの啓発や支援に取り組みます。

事業名	活動内容
心配ごと相談所（年 12 回開催）	日常の困りごと、遺言、相続、離婚、成年後見など、日常生活で起こった様々な問題の相談に応じます。

事業名	活動内容
心身障がい者福祉相談	障がいのある方やその家族等に対して、生活や健康、福祉サービスなどの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行ったり、事業所や関係機関と連携をとることで、相談者の生活の質の向上を図るための支援をいたします。
ひとり暮らし高齢者近隣見守り活動	在宅で見守りを必要とする75歳以上のひとり暮らしの方へ乳酸菌飲料を持参するとともに見守り活動を推進します。一般ボランティアの協力により年8回実施し、高齢者の見守り活動の強化推進を図ります。

III 行政の施策の推進

①地域の助け合い・支え合い活動の推進

子どもから高齢者まで、家庭や地域の中で積極的にあいさつをする“あいさつ・声かけ運動”を推進し、家庭や隣近所のつながりを強化します。

②地域の見守り活動の推進

隣近所同士のつながりを通じて、支援が必要な人の日常的な見守りが行われるよう啓発します。

③高齢者孤立予防対策の推進

地域の声かけ・見守り活動を活性化するとともに、高齢者が気軽に集える場や生きがいづくりの場等を提供し、高齢者の孤立を予防します。

④相談・連携体制の充実

民生委員・児童委員や各種相談員、関係機関との連絡のもとに、生活相談、児童相談、健康相談など相談支援体制の充実に努めます。

⑤学校教育の相談体制の充実

さわやか相談員の配置など相談体制の充実、いじめや不登校などの悩みや不安をもつ児童・生徒・保護者への指導援助、教育相談窓口の充実に図ります。

(3) 福祉施策・福祉サービス基盤の充実

【現状と課題】

住み慣れた地域で自分らしく安心して自立した生活が送れることは、すべての町民の願いです。地域には、高齢者や障がいのある人、子育て家庭など様々な人々が生活しており、支援を必要としている人の生活課題は多岐にわたっています。

このため、高齢者や障がい者、子育て家庭など、支援や介助・介護を必要とする人が、住み慣れた地域で快適に安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の総合的なサービスの充実を図るとともに、地域や関係機関・団体との連携を深め支援することが必要です。

I 町民や地域に期待する役割

【町民】

- ・福祉サービスや制度について興味をもち、内容の理解を深めましょう。

【サービス提供事業者や地域で活動を展開する団体等】

- ・利用者に分かりやすい情報提供に努めるとともに、サービスの質の向上や職員等の資質・専門性の向上に努めましょう。
- ・県や町で実施する各種研修会等へ積極的に参加し、専門性の向上に努めましょう。
- ・利用者の声の把握・集積に努め、より良いサービス提供体制を構築しましょう。

II 社会福祉協議会の活動

【活動の方向】

- ・支援が必要な人が地域において自立し、安心して暮らすことができるよう、きめ細かな福祉サービスの充実に努めます。
- ・行政との連携を強化し、地域に必要なインフォーマルサービスの創出に努めます。

事業名	活動内容
高齢者健康づくり支援事業	健康維持とコミュニケーションを目的に長生クラブ連合会が主催するグラウンドゴルフ大会（年8回実施）、住んでいる地域の歴史を訪ねる事業等を支援します。

事業名	活動内容
ひとり暮らし高齢者給食サービス	給食サービスを通じ、家庭的な食生活が楽しめることを目的に、皆野町赤十字奉仕団の協力により、75歳以上のひとり暮らし高齢者に対して年3回実施します。
低所得者福祉対策事業	低所得者（生活保護法による要保護を受けている世帯）の不幸に対して、家族又は遺族へ弔慰金を支給します。（その家族の方が死亡した場合、弔慰金3,000円を支給）
行路者旅費支給	現に収入欠除している方又は収入の途がない方に対し、その応急的需要を満たすことを目的とし、原則として500円以内を支給します。
福祉資金貸付事業 （町社会福祉協議会）	低所得者世帯の応急的需要を満たし、生活の安定と自立の助長を図るため、民生委員が貸付の対象とすることを適当と認めた世帯に50,000円以内を貸し付けます。
生活福祉資金貸付事業 （県社会福祉協議会）	実施主体は埼玉県社会福祉協議会で、貸付窓口が皆野町社会福祉協議会となっています。 総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金などがあります。
訪問介護・介護予防事業	介護認定で要支援、要介護状態となった方が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援・援助を行います。
移動支援事業	身体障がい者（児）、知的障がい者、精神障がい者の方が地域における自立生活及び社会参加ができるよう、その方の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ、外出時における移動の介護、援助を行います。
福祉有償運送サービス事業	当訪問介護事業所に登録のある要介護状態の方が通院する場合に移送サービスを行います。
難病患者通院旅費助成事業	難病で町外に通院されている方が、必要とする治療を容易に受けられ、難病の早期治療を図ることを目的に、通院に要する交通費を補助します。
介護者手当支給事業	疾病、障がい等により、介護を要する状態が6か月以上継続している高齢者及び障がい者等と同居し、介護している社会福祉協議会会員に月額3,000円を支給します。
車いす等福祉機器貸出事業	必要に応じ、車いす、松葉杖、杖などの福祉機器を貸し出します。

III 行政の施策の推進

①健康づくりの推進

「健康みな の 21 計画」に基づき、健康寿命を延ばすことを目的に、生活習慣病予防に着眼した健康づくり事業を実施し、好ましい生活習慣が得られる環境づくりを提供します。また、食生活改善会・いきいきサポーター・PTA・その他関係団体等と協働で住民に健康観の啓蒙を行い、好ましい生活習慣が得られるような環境を整備します。



口腔機能向上教室



らくらく健康塾

②保健サービスの充実

世代別のメンタルヘルス教育を実施し、生涯を通じた心の健康づくりを進めるとともに、地域の見守り・支援ネットワークを構築し、自殺予防対策の強化を図ります。

③介護予防サービスの充実

「第5期皆野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢になっても住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう地域包括ケアシステムの充実を図ります。また、元気な高齢者など住民の中から介護ボランティアを育成し、地域にある自主的な活動を支援します。



ふれあい広場（シルバー人材センター委託事業）

④地域福祉活動の拠点整備充実

社会福祉協議会、ボランティアセンター、シルバー人材センターを併設した老人福祉センター「長生荘」を地域福祉活動の拠点として整備充実し、活動の活性化を図ります。



老人福祉センター「長生荘（大広間）」



老人福祉センター「長生荘」

⑤子育て支援及び児童健全育成の推進

「皆野町次世代育成支援行動計画（後期計画）」に基づき、児童の育ち・児童や家庭を支える地域づくり・家庭における子育てを支援するまちづくりを進めます。



子育て支援センター「きらきらクラブ」



み〜な子ども公園

⑥障がい者施策の推進

障がいのある人もない人も、すべての町民が安全で安心な快適な生活ができるよう「第3期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画」に基づき、福祉、保健、教育、生活環境政策を総合的に推進します。

⑦福祉ニーズの把握・分析

庁内や社会福祉協議会、関係機関・団体等との連携を強化し、相談内容等から地域の福祉課題を収集・把握・分析し、ケース会議や地域包括ケア会議、福祉施策の検討などに用います。

⑧多様なサービス提供事業者の参加促進

福祉サービスの質的向上や福祉サービス利用者の選択の幅を広げるため、多様なサービス提供主体の参入を促進するとともに、指導監査、苦情受付や解決体制の整備充実の要請等の実施によりその事業の健全な運営の確保を図ります。

⑨福祉サービスを担う人材育成と確保

多様化・深化する福祉ニーズに対応するため、福祉サービス利用者の支援にあたる有資格者や福祉関連業務従事者に対し、知識や技術の専門性の向上、高度化に対応するための研修の機会等を充実し人材の育成に努めます。

(4) 町民一人一人の人権の尊重

【現状と課題】

現在の福祉サービスは措置から契約に制度移行されており、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でない方に対しての権利擁護の必要性が高まっているため、成年後見人制度などの支援や権利が保障されるシステムの整備充実が求められています。

また、近年、児童虐待や高齢者虐待などの社会問題が表面化し、すべての人の人権の侵害や阻害を許さない社会の構築が求められています。

このため、成年後見人制度などの権利擁護事業の普及・啓発活動を行うとともに、判断能力が十分でない人への支援を充実します。また、一人一人の人権が守られるよう関係機関等と連携し人権侵害の防止に努めます。

I 町民や地域に期待する役割

- ・お互いの人権を尊重しましょう。
- ・権利擁護や人権について知識を深めましょう。
- ・支援が必要な人に対する見守り・声かけを積極的に行いましょう。
- ・不安を抱えている人の相談にのったり、相談窓口を紹介しましょう。
- ・権利擁護が必要な人の情報を関係機関等に提供しましょう。

- ・虐待防止など、地域の見守り活動を強化しましょう。

II 社会福祉協議会の活動

【活動の方向】

- ・利用者の意思及び人権を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

事業名	活動内容
日常生活自立支援事業	認知症高齢者等の判断能力が十分でない人が地域において自立した生活が送れるよう権利擁護事業の推進を図ります。
成年後見制度の利用支援	成年後見制度の利用促進に向けた広報活動及び周知活動に努めます。

III 行政の施策の推進

①高齢者や障がいのある人の権利擁護の推進

判断能力が十分でない人が地域において自立した生活できるよう、成年後見制度の利用促進や日常生活自立支援事業の利用支援を行います。また、成年後見制度については、制度の周知を図るとともに、法人後見人の実施検討や市民後見人の育成に努めます。

②虐待防止、DV（ドメスティック・バイオレンス）対策の推進

児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、DV などの問題に対し、地域における日常的な見守り体制を強化するとともに、虐待防止ネットワークへの活動支援など、関係機関と連携し、虐待や DV 等への適切な対応を図ります。

③学校人権教育の推進

小・中学校の教育活動を通して、児童・生徒の発達段階に応じた人権教育を推進し、差別・偏見をもたない児童・生徒の育成に努めます。

基本目標2 「地域力」を高めるまちづくりの推進

【基本施策】

- (1) 地域福祉活動への参加促進と支援
- (2) 福祉教育の充実
- (3) 地域福祉活動を担う人材の確保・育成
- (4) 地域福祉ネットワークの強化

(1) 地域福祉活動への参加促進と支援

【現状と課題】

地域住民が抱える生活課題や福祉課題等、地域における身近な問題を明らかにするためには、そこで暮らす住民の視点が大切となります。個人や地域の課題について住民同士が議論し、課題やニーズを共有し、課題解決の方法等を地域の力で見出すことが地域福祉推進のためには必要です。

また、住民が主体となった地域福祉コミュニティづくりを促進し、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等を中心とした住民同士の話し合いの場をつくり、住民自身が様々な課題解決に向けた対策を模索することが必要です。

このため、住民同士が地域の課題について直接話し合う機会の創造や住民による地域福祉活動の活性化を促すとともに、多様化する福祉ニーズに対する支援の充実に努めます。

I 町民や地域に期待する役割

- ・あいさつ、声かけ、見守り活動を積極的に実施しましょう。
- ・地域の活動や行事に積極的に参加しましょう。
- ・隣近所で支援が必要な方の情報を共有しましょう。
- ・行政区活動の内容の充実や周知による参加者の増加に努めましょう。
- ・地域の助け合いや支え合いの方法等について話し合い、実践してみましょう。
- ・社会福祉協議会や民生委員・児童委員などの関係機関や団体、行政との連携を深めましょう。

II 社会福祉協議会の活動

【活動の方向】

- ・ 地域住民同士の助け合いや支え合いの仕組みづくりの啓発や支援に取り組みます。
- ・ 制度では解決できない地域の課題を住民同士の助け合いや支え合いにより解決する仕組みづくりをともに考え実践します。

事業名	活動内容
社会福祉大会の開催	みんなの皆野ふれあいまつりにあわせ、福祉関係功労者を表彰し、その功績を称えます。 福祉団体、ボランティア団体等の参加による交流活動を支援します。 中学生ボランティアの協力により赤い羽根共同募金運動を行います。
住みよい地域づくり助成事業	自らの地域をより住みよくしていこうとする自発的な意思（特に在宅高齢者、障がい児（者）、児童、子育て問題に対する福祉活動）に基づいた自治会、団体に 20,000 円を限度に助成します。

III 行政の施策の推進

①地域づくり奨励事業の推進

活力あるまちづくりを推進するため、地域づくり奨励事業を実施する行政区に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

②社会福祉協議会の機能強化

地域福祉推進の中核的役割を担う組織としての社会福祉協議会の積極的な活動に期待し、支援を強化します。

③ボランティア・NPO 活動等の啓発活動の推進

町の広報紙やホームページ等様々な媒体を活用し、住民の地域活動やボランティア活動等への関心を高めます。

④ボランティア・NPO 活動の推進・支援

社会福祉協議会と連携し、ボランティア等の組織化や相互の連携・調整などを行うた

めのボランティアセンターの機能を強化し、ボランティア活動の推進を支援します。

⑤地域福祉活動やボランティア活動等への参加促進

町民の福祉意識の醸成や交流活動を促進する効果的なイベント等を開催し、様々な分野で町民が福祉に接することができる機会の創出を図ります。

⑥高齢者の社会参加の促進

世代間交流の充実、老人クラブ（長生クラブ）の活性化、ボランティア活動や地域コミュニティ活動への参加など、高齢者の社会参加を促進します。

⑦青少年の活動促進

まちづくり活動への参画やイベント、ボランティア活動、伝統芸能の継承活動などへの青少年の自主・自発的な参加を促進します

⑧地域住民による支え合い活動の推進

地域住民による支え合い活動を推進するため、「あいさつ・声かけ運動」を強化し、地域での見守り活動等の更なる意識の醸成を図ります。

(2) 福祉教育の充実

【現状と課題】

地域の生活は住民同士の付き合いや助け合い、支え合いによって成り立っています。しかしながら、少子化・高齢化や核家族化の進行など、家庭や地域の状況の変化や個人のライフスタイルの変化等により、地域での交流が減ってきており、人と人とのふれあいを通じて、お互いの思いやりや、いたわりの心を育む機会が少なくなってきています。

このため、学校教育や生涯学習等を通じ、町民一人一人が地域福祉への理解と関心を高め、地域での相互扶助機能の強化を図ります。

I 町民や地域に期待する役割

- ・家庭内や隣近所同士で地域福祉について話し合ってみましょう。
- ・関係機関・団体、行政等が開催する福祉学習の機会に積極的に参加しましょう。
- ・学校や福祉の現場と連携し、福祉教育を充実しましょう。

II 社会福祉協議会の活動

【活動の方向】

- ・ 地域福祉意識の醸成を図るために、福祉教育や交流活動を推進します。

事業名	活動内容
社会福祉大会の開催 【再掲】	みんなの皆野ふれあいまつりにあわせ、福祉関係功労者を表彰し、その功績を称えます。 福祉団体、ボランティア団体等の参加による交流活動を支援します。 中学生ボランティアの協力により赤い羽根共同募金運動を行います。
福祉教育の充実	障がい者や高齢者、乳幼児などとふれあう機会や体験学習等を通じ、児童・生徒の地域福祉への理解と意欲を高めます。

III 行政の施策の推進

①福祉意識の高揚

「広報みなの」「皆野町社協だより」、学校教育や社会教育、ボランティア活動、イベントなど、あらゆる学習・体験機会を通じて住民の福祉意識の高揚に努めます。

②福祉教育の推進

学校や地域での福祉教育の推進、障害者施設でのボランティアスクールなど、交流活動やボランティア活動の充実により、ノーマライゼーションの理念の理解を深め、障害者への差別や偏見のない、福祉のこころ豊かな地域社会づくりを促進します。

③世代間交流の推進

保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校の連携や高齢者との交流を図り、人との交流を通じて子どもたちの心の育成を推進します。

④生涯学習推進体制の整備

多様化、高度化する住民の学習ニーズに応えられるよう、生涯学習推進委員会の活性化を図り、関連各機関、社会教育団体、学校、地域、企業などの連携を深め、生涯学習推進体制を整備します。

⑤社会教育の推進

幼少年、青年、成人、高齢者など、生涯各時期に応じた学級・講座の開設と学習相談活動の充実を図り、講座・教室などの受講修了者による自主グループづくりを促進するとともに、活動を支援します。

(3) 地域福祉活動を担う人材の確保・育成

【現状と課題】

住民の生活課題は多様化しており、必ずしも画一的な福祉サービスにより充足されるものではなく、公共サービスや民間サービス、さらには町民と地域の協力を組み合わせ解決することが必要になっています。そのためには、行政や福祉サービス提供事業者だけでなく、ボランティアや NPO の関係団体等、さまざまな人々の協力や連携のもとに、地域の課題解決に向け取り組む必要があります。

このため、町民一人一人が地域福祉を推進する担い手であることを自覚し、活動に参加しやすくするための体制の整備や情報提供を行うとともに、リーダーとして活躍できる人材や活動をコーディネートする人材の育成を図ります。

I 町民や地域に期待する役割

- ・地域の活動やボランティア活動に関心をもち、理解を深めましょう。
- ・自分の持つ知識や技術が地域活動に生かせないか考えましょう。
- ・ボランティアの養成講座や活動に積極的に参加しましょう。
- ・地域の住民誰もが参加しやすい活動を目指しましょう。
- ・行政区活動など地域の役員（リーダー）は幅広い人材登用を図りましょう。
- ・ボランティアセンターを積極的に活用しましょう。

II 社会福祉協議会の活動

【活動の方向】

- ・地域における多様な福祉ニーズを把握し、地域住民、福祉関係団体、行政、社会福祉協議会の相互の連携のもとに、地域に必要なボランティア活動の発掘・推進を図ります。
- ・ボランティアコーディネーターや地域福祉推進員の専門性の向上と社会的な認知を高めるための活動を推進します。

事業名	活動内容
ボランティアセンター事業の充実	幅広い分野で行われているボランティア・町民活動を活性化するために、ボランティアセンターの連携、連絡・調整機能を強化します。
ボランティア講座の開催	ボランティア活動のきっかけづくりとして手話や点字、朗読、傾聴ボランティア等の各種講習会を実施します。
ボランティア情報紙の発行	地域で活動を展開しているボランティアの活動事例などを情報紙等により広く周知し、町民のボランティア活動への参加促進を図ります。
小、中学校ボランティア事業への支援・連携	様々なボランティア体験の機会を提供します。 行政と連携し、学校で行う福祉教育活動に協力します。
福祉団体育成事業	長生クラブ連合会・身体障害者福祉会・遺族会・手をつなぐ親の会・赤十字奉仕団の事務局を担い、各団体の活動を支援します。
地域福祉推進員の育成	地域住民と関係機関・団体、行政、社会福祉協議会を直接つなぐ地域福祉推進員の設置について検討します。

III 行政の施策の推進

①地域の子育て環境の整備

幼稚園の専門機能を活かし、身近な子育て指導相談、園庭の地域開放、子育てサークルや子育てボランティアなどの育成・支援を図ります。また、子ども会活動の指導者やプレイリーダー、子育てボランティアなど、子育て支援の人材発掘・育成に努めます。

②青少年団体リーダーの育成

青少年団体のリーダーの育成に努め、地域でのクラブ・サークル・グループ活動を促進するとともに、子ども会活動などで中学生・高校生が指導的役割を果たせるよう、世代間の交流を促進します。

③民生委員・児童委員活動の支援強化

民生委員・児童委員によるニーズの把握や相談活動を支援し、庁内、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会等の連携を強化し、地域に必要なインフォーマルサービス

の創出を検討します。

④人材の育成

社会福祉協議会や民生委員・児童委員と連携・協働し、地域福祉活動のリーダーとして活躍できる人材や、活動をコーディネートする人材の育成を図ります。

(4) 地域福祉ネットワークの強化

【現状と課題】

地域福祉活動を推進するためには、地域の創意工夫を生かした身近な場所での支え合いの関係をづくり、支援が必要な人の問題の発見や援助をサポートする活動が重要です。

また、地域における多様な生活課題に的確に対応するためには、隣近所などごく身近な地域における支え合いの活動の範囲から、その領域の拡大とともに、地域間の連携を強化する必要があります。

このため、身近な地域におけるつながりを強化するために、誰もが気軽に参加できる交流の場を充実するとともに、地域全体の広がりのある地域活動の活性化及びネットワークの強化を図ります。

I 町民や地域に期待する役割

- ・近所で孤立していたり、閉じこもりがちな人に声をかけ、サロン活動やサークル活動に参加しましょう。
- ・まずは隣近所のネットワークをつくりましょう。
- ・行政区活動や交流事業に積極的に参加しましょう。
- ・地域活動の拠点づくりの充実に努めましょう。
- ・地域に必要なネットワーク機能を考え、社会福祉協議会や行政に相談してみましょう。

II 社会福祉協議会の活動

【活動の方向】

- ・あらゆる世代の地域住民が気軽に集まり、交流できる場の提供に努めます。
- ・地域の多様な福祉ニーズに対応するため、地域住民組織や各種団体、行政との連携、協力関係を強化し、課題解決に向けたネットワークづくりを推進します。

事業名	活動内容
在宅介護者のつどい事業	現に家庭で寝たきりや認知症高齢者の介護にあたっている介護の方を対象に、介護者同士がその悩みや体験談を話し合い交流を深め、心身のリフレッシュを図ります。
各種団体事務局	長生クラブ連合会・身体障害者福祉会・遺族会・手をつなぐ親の会・赤十字奉仕団の事務局を担い、各団体の活動を支援します。

III 行政の施策の推進

①地域医療体制の整備・充実

住み慣れた地域や家庭で生活が送れるよう、医療・保健・福祉にまたがる様々な支援を包括的・継続的に提供する連携体制構築に向けた取り組みの充実を図ります。

②地域を支える総合的なネットワークづくりの推進

社会福祉協議会を中心に、民生委員・児童委員など各種委員、行政区などが連携し、ボランティア活動、小地域福祉活動、世代間交流などを促進し、地域ごとに住民相互の支え合いのあるまちづくりを進めるとともに、保健・医療・福祉の連携を強化し、地域を支える総合的なネットワークづくりを推進します。

基本目標3 「安全・安心な暮らし」を支えるための取組の推進

【基本施策】

- (1) 要援護者情報の把握と共有
- (2) 災害時等の支援体制の整備
- (3) 安全・安心に関するまちづくりの推進

(1) 要援護者情報の把握と共有

【現状と課題】

町民が安心して暮らせる環境をつくるためには、日頃からの災害や犯罪に備えたまちづくりが必要です。特に、災害時等の緊急時に自力で避難することが困難な人をはじめとする災害時要援護者の安全確保は極めて重要な地域課題となっています。

また、災害時には初動体制が非常に重要であることから、日頃から隣近所同士が地域に目を向け、見守り・声かけ活動を通じ、あらかじめ助け合える関係を築くことが重要です。

このため、災害時要援護者名簿や要援護者マップ等の作成をはじめ、行政と地域、関係機関・団体との情報の共有を図り、災害時等の要援護者の避難支援体制の強化を図ります。

I 町民や地域に期待する役割

- ・見守り・声かけを積極的に行いましょう。
- ・常日頃から災害時を想定し、備えましょう。
- ・要援護者の情報を地域で共有し、行政や関係機関・団体との協力体制を築きましょう。

II 社会福祉協議会の活動

【活動の方向】

- ・平常時から災害時要援護者の把握など、地域住民や行政と連携した活動を推進します。

事業名	活動内容
災害時要援護者安否確認体制の強化	災害時要援護者名簿や要援護者マップ等を行政、関係機関・団体と連携しながら整備し、災害時のすみやかな安否確認体制を強化します。

III 行政の施策の推進

①災害時要援護者支援体制の充実

災害時要援護者登録名簿を作成し、個人情報保護に留意しながら関係機関・団体、地区等との情報共有を図り、「地域防災計画」「災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、地域における防災支援体制の強化を図ります。

(2) 災害時等の支援体制の整備

【現状と課題】

行政と地域、関係機関・団体協働による防災・防犯体制を充実させるとともに、町民の防災・防犯に対する意識の向上やあいさつ・声かけ運動、見守り活動を活性化し、災害や犯罪に強い地域づくりを進めていくことが必要です。

I 町民や地域に期待する役割

- ・ 日ごろから防災、防犯に対する意識を深めましょう。
- ・ 地域の防災・防犯活動に参加しましょう。
- ・ 自主防災、防犯組織の充実に努めましょう。

II 社会福祉協議会の活動

【活動の方向】

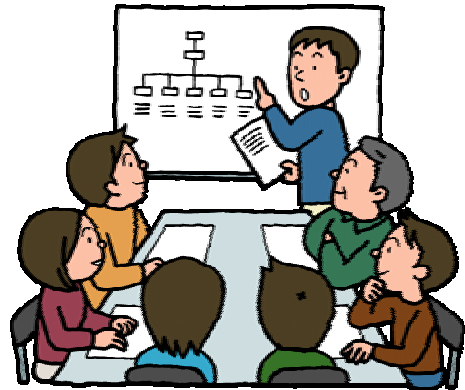
- ・ 災害発生時には迅速な災害ボランティアセンターの立ち上げや、関係機関等との連携体制の確保が必要です。

事業名	活動内容
災害時における連携体制の強化	関係機関等と連携し、災害時を想定したボランティアセンターの立ち上げ訓練を実施し、災害時におけるボランティア体制を強化します。また、災害時における近隣市町村の社会福祉協議会との連携体制を確保するために、災害時を想定した随時協議を行います。

III 行政の施策の推進

①自主防災組織の育成・強化

地区ごとの自主防災組織の育成・強化を図り、住民一人一人の災害時の役割分担を明確にするとともに、地域のリーダーになる人材育成を進めます。



②健康危機管理体制の整備

平常時から保健・医療・危機管理部門等関係機関とのネットワークづくりを促進します。また、乳幼児・障害者・妊婦・精神疾患・身体疾患既往者など、災害時要支援者の把握と役割分担の明確化に努めます。

③地域情報化の促進

災害時の情報伝達・収集体制を確立するため、防災行政無線を計画的に整備します。

(3) 安全・安心に関するまちづくりの推進

【現状と課題】

地域には子どもから高齢者まで様々な人が生活しています。高齢化により、車の運転が難しくなったり、長距離を徒歩で移動することが困難な高齢者が増えています。

また、子育て家庭や障がいのある人など、誰もが安心して、快適に利用できる生活道路や公共施設の整備などが求められています。

このため、自分の力で移動することが困難な人のための公共交通の利便性の向上や公共施設や道路、歩道などの※ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを推進します。

I 町民や地域に期待する役割

- ・通行に支障があるなどの情報提供をしましょう。
- ・障がいのある人、子ども連れの家族などがどのような場合に通行などに不便を感じるか考えてみましょう。
- ・街で困っている人がいたら、声をかけ、手を差し伸べましょう。
- ・地域の交通環境や既存の公共施設など、危険な箇所について把握し、町への情報提供や地域で可能な改善策に取り組みましょう。

II 社会福祉協議会の活動

【活動の方向】

- ・誰もが安心して快適に社会参加できるよう、外出や移動手段の確保などユニバーサルデザインに基づいた活動を推進します。

事業名	活動内容
ひとり暮らし高齢者防火指導訪問	年1回、消防署の協力により、担当地区民生委員及び町・社会福祉協議会職員が同行し、対象者の火気扱い場所の点検を実施します。町の依頼を受け緊急通報システム設置者には点検を併せて行います。
歳末たすけあい募金及び慰問金の配布	新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、住民の参加や理解を得て、民生委員の協力のもと、慰問金を配布します。
被災者見舞金支給	暴風雨、洪水、地震その他の異常な自然現象又は、火事、爆発等により、住家が全壊、全焼、流出あるいは半壊半焼する等の被害を受けた方に見舞金10,000円を支給します。

III 行政の施策の推進

①交通安全意識の高揚

高齢者や子どもなどの交通事故を防止するため、参加・体験型の交通安全教育による交通安全意識の高揚を図ります。

運転者や歩行者の正しい交通ルールの遵守と交通マナー向上のため、学校・職場・地域・行政が連携を図り、年齢・段階に応じた交通安全教育を推進します。

②防犯体制の強化

秩父地区防犯協会、秩父地域暴力排除推進協議会、地域防犯推進員などと連携し、地域ぐるみで防犯体制の強化を図ります。

自主防犯活動団体に対し、資機材を配布し、パトロール活動の強化・充実を図ります。

③青少年の犯罪・非行防止

家庭・学校・地域・警察など、関係機関との連携により、青少年の街頭犯罪や非行及び覚醒剤などの薬物被害の防止に努めます。

④消費者意識の啓発

県消費生活支援センターなどと連携し、商品の安全性や様々な消費者トラブルなどについて消費者に身近な相談体制の充実を図ります。

⑤福祉のまちづくりの推進

「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共公益建物、公共交通機関、道路・公園・住宅などのバリアフリー化を促進し、高齢者、障害者をはじめ、誰もが快適に暮らせるユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

⑥高齢者外出支援タクシー利用料金助成事業の推進

外出のための移動手段が困難な地域に在住の高齢者を対象として、高齢者外出支援タクシー利用料金助成事業を推進します。

第5章 重点的に進める事業

地域福祉の充実したまちづくりを目指すため、地域の生活課題に対応した第1期計画期間で、重点的に進める事業を設定します。

重点事業1 地域福祉に関する啓発の推進

- ・隣近所の声かけ・あいさつ運動を推進し、身近な地域の連帯感を醸成するとともに、地域福祉活動の必要性や具体的な活動の方法を周知し、住民による地域福祉活動基盤の構築を進めます。また、町広報誌、ホームページ等を活用して、各種福祉サービスの周知に努めます。

重点事業2 交通支援事業の推進

- ・買物・通院など移動が困難な人に対してきめ細かな移動支援が提供できるよう、皆野町シルバー人材センター、皆野町社会福祉協議会で実施する福祉有償運送サービスなどの事業を充実します。また、外出のための移動手段が困難な地域に在住の高齢者を対象として、外出支援タクシー利用料金助成事業を推進します。

重点事業3 高齢者の見守りネットワークの拡充

- ・ひとり暮らし高齢者や在宅介護・療養の高齢者の見守りネットワークを強化するため、「み～なねっとわーく（高齢者見守り支援ネットワーク）」の拡充を図ります。

重点事業4 在宅ひとり暮らし世帯などの支援の拡充

- ・「緊急通報システム」「生活元気度調査チェックリストの手渡し」「救急医療情報キット」「高齢者熱中症予防」「ひとり暮らし高齢者給食サービス」など多様な事業の展開を図り、在宅ひとり暮らし世帯、高齢者のみ世帯などの支援を拡充します。

重点事業5 要援護者の避難支援体制の強化

- ・日頃からの隣近所の関係を深める声かけ・あいさつ運動を推進するとともに、要援護者登録名簿や要援護者マップを整備し、災害時など緊急時の避難支援体制を強化します。

第6章 計画の推進

地域福祉を効果的に推進するためには、地域福祉活動が基本的に町民や住民組織等によって自主的に担われ、その活動によって生じた様々な課題や問題に対して、皆野町社会福祉協議会や行政が支援するという基本的な仕組みを構築することが必要です。

そのためには、町民や行政区、民生委員・児童委員等の関係団体、皆野町社会福祉協議会、行政の従来の福祉施策・活動に加え、地域福祉を推進するための新たな役割分担を構築することが必要です。

地域ぐるみで町民同士が日常生活の改善に向け一定の関わりを持ち続け、行政や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の関係団体においては従来の取組や活動とは異なった視点で地域福祉施策を推進することが求められています。

1 連携体制の強化

地域における生活課題や福祉に対するニーズが増大・多様化する一方で、少子高齢化に代表されるような地域社会の変容や社会福祉財政の増大、これから起こりうる新たな社会問題等、福祉行政が抱える課題をどのように“地域の福祉力”で解決できるかが重要になっていきます。

また、「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れる社会」を実現するためには、町民や行政区、関係機関・団体、社会福祉協議会、行政等がそれぞれ担う役割を明らかにし、協働を基本とした新たな福祉社会づくりを進め、町民の誰もが安心感を得られる生活環境を整備することが必要です。

2 相談支援体制の強化

町民の誰もが地域で自立し、安心感を得ながら生活を送るためには、日常生活や福祉等の様々な生活課題に直面したとき、地域の中で十分な相談支援を受けることができ、その個々の状況に応じたサービスを適切に選択・利用できる仕組みがなければいけません。

そのためには、行政や社会福祉協議会、地域包括支援センター、子育て支援センター等で行ってきた相談支援体制をさらに強化するために、身近な地域で相談できるための基盤整備や町民が抱える生活課題や福祉に対するニーズが増大・多様化に対応するための相談員の専門性の向上、複数の相談機関の連携対応など、相談支援体制の強化・充実を図ることが重要です。

また、民生委員・児童委員をはじめとする地域の相談役、社会福祉協議会、行政との連携

を一層深め、地域に根ざした総合的・一体的な相談支援体制を構築することが必要です。

3 制度や既存の仕組みのはざまを埋める担い手の育成

地域における生活課題や福祉に対するニーズは、子育てに関することや一人で移動が困難な高齢者の買物・通院、地域の防犯・防災、孤立死からゴミ出しまで多様化しており、従来の行政による福祉サービスの提供や社会福祉協議会や民生委員・児童委員による地域福祉活動だけでは解決できない幅広い問題となっているのが現状です。

今後は、制度的福祉サービスや社会福祉協議会、民生委員・児童委員の活動の範囲では対応困難な、地域における課題に対応することのできる新たな担い手の育成を図り、制度の狭間を埋める活動を推進する必要があります。

4 計画の進捗及び評価

この計画は、町民や住民組織、関係機関・団体、行政等の協働により推進されるものであり、地域福祉に関する施策の進捗状況やその評価を行う際は、町民を含めた進捗管理を行う必要があります。

このため、社会福祉協議会においては、「地域福祉活動計画推進委員会（仮称）」を設置し、町民等の意見を聴取し、行政においては、「地域福祉計画推進委員会（仮称）」を設置し、関係各課による部門別計画の進捗状況や相互の連携により、この計画の評価・点検を行い、効果的な計画の進行管理を図ります。

資料編

1 皆野町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく皆野町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、皆野町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 住民代表者
- (5) 行政関係者
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事務が終了するまでの期間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

2 皆野町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 皆野町社会福祉協議会(以下「社協」という。)が住民主体の地域福祉活動の指針となる地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)を策定するため、地域福祉活動計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 活動計画の策定に関すること。
- (2) その他活動計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員15名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから社協会長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 住民代表者
- (5) 行政関係者
- (6) その他会長が必要と認める者

(任期)

第4条 策定委員会の委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事務が終了するまでの期間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 策定委員会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、社協事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

3 皆野町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

選 任 区 分	委 員 名	備 考
町議会議員	大 澤 径 子	皆野町議会議長
	新 井 達 男	皆野町議会総務教育厚生常任委員会委員長
保健・医療・ 福祉等関係者	永 田 日 出 夫	薬剤師
	堀 井 勝 徳	皆野病院事務長
	山 中 章 司	悠う湯ホーム施設長
	四 方 田 克 己	皆野町シルバー人材センター事務局長
	豊 田 喜 美 恵	皆野町社会福祉協議会事務局長
識 見 者 ・ 地域住民代表	金 子 正	皆野町区長会会長
	平 貞 夫	皆野町区長会副会長
	上 田 雅 道	皆野町区長会副会長
	太 幡 日 出 男	皆野町民生委員・児童委員協議会会長
	新 井 俊 夫	皆野町民生委員・児童委員協議会副会長
	塩 田 壽	皆野町民生委員・児童委員協議会副会長
行政関係者	土 屋 良 彦	皆野町副町長
	大 澤 康 男	総務課長

※順不同、敬称略

4 策定の経緯

	時 期	内 容
1	平成24年8月	「皆野町地域福祉計画策定に関する意識調査」を実施 対象者1,000人 回答者 560人（回答率56.0%）
2	平成24年11月7日	第1回策定委員会開催 ・「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の概要について ・「皆野町地域福祉計画策定に関する意識調査」の結果説明について
3	平成25年1月16日	第2回策定委員会開催 ・「皆野町地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）」の説明について
4	平成25年2月1日～20日	パブリックコメントを実施
5	平成25年3月22日	第3回策定委員会開催 ・パブリックコメントの報告等について
6	平成25年4月	「第1期皆野町地域福祉計画・地域福祉活動計画」開始 平成25年度～平成29年度（5年間）

皆野町 地域福祉計画・地域福祉活動計画

平成 25 年 3 月発行

発 行 皆野町・皆野町社会福祉協議会

編 集 皆野町健康福祉課・皆野町社会福祉協議会

■皆野町

〒369-1492

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野 1420-1

TEL 0494-62-1233（課直通）

URL <http://www.town.minano.saitama.jp/>

■皆野町社会福祉協議会

〒369-1623

埼玉県秩父郡皆野町大淵 103-1

TEL 0494-62-4615



